

婦人少年者

特集・働く婦人と結婚問題



6

婦人少年協会

婦人や青少年の適職選定・就職斡旋・産業教育関係者のために
25年間の努力と好評をつづける専門誌

職業指導

月刊 1部60円 送料4円 1カ年600円〔送料共〕

本誌は、中学・高校・大学の職業教育・職業指導・職業家庭科関係はもとより、公共職業安定所・補導所・工場・会社・研究団体等の労働・人事関係の方々にとつて、欠くことのできない指導雑誌として、ご愛読をおすすめいたします。

10 月 号

最近の国際情勢と日本経済の動向……………加三 田 哲 二
大学卒業生の就職指導対策……………島 良 兼
年少労働者の保護について……………藤 誠 高
昭和28年度・産業教育指導者養成講座を終つて……………谷 統
産業教育に立脚した職業家庭科教育……………水 伊 中
職業情報資料室……………徳 島 沢 学
協会研究指定校の業績発表会を見る……………石 原 義 治
職業家庭科学習指導実践の研究……………編 集 部
★お国自慢★……………職業家庭科研究委員会
奈 良 県 の 巻

日本職業指導協会 考案・山越製作所 製作

標準一般職業適性検査器

1組 特価 19,500円 (送料 資材値上りのため500円)

- 個人の適職群が科学的に発見できる
- 検査結果に信頼がおける
- 個人に応じて検査ができる
- 検査が簡易で、結果の処理が容易である
- 検査中の行動観察の品等ができる
- 一度購入すればいつでも使える
- 検査時間が短くて済む
- 持ち運びが便利である
- 中学生・高校生向けの標準ができています
- 価格が特別安い

日本職業指導協会 考案 山越製作所 製作

体力による職業選択

選択盤つき 1組 定価〔協会渡〕2,850円 〔地方送〕2,950円

- ◇ 職業の選択はまず体力をもとにして
- ◇ 中学1年生から成人まで適用できる
- ◇ 世界の権威古田繁信博士の世界的研究指針による
- ◇ 本協会独自の職業選択法
- 選択盤 (29枚の透明板と1枚の台紙)
- 説明書 (手引書) B5判 210頁
- ケース 選択盤と説明書を入れる美麗なケース
- 個人別記録票 (100枚) 体力の測定結果と本人の適職群が記録できる

財 団 法 人
日本職業指導協会

東京都千代田区
大手町1の7

振替 東京 77629
電話丸ノ内 (28) 1625・4728

結婚と労働

最近結婚して働く婦人が増加したといわれます。これは、新しい契機が婦人の自覚に影を与えたことは言うまでもないでしょうが、今日結婚して働く婦人の多くは生活のために働いているのです。いわば夫婦二人の収入をあわせてやつと生活しているものであります。またたとえ人間的にめざました妻が、職場に出て働くとしても、今日の社会では、その負担は全く容易なことではありません。何故ならばそれは妻や母という立場にたつて家事の責任も同時に果してゆかねばならないからです。けれども婦人が真に婦人たる所以は、何といつても子を生育することであり、婦人が職業を持つたからといって、妻となり母となる自然の恵み、幸福までギセイにはなりません。結婚した婦人、母となる婦人が経済活動を営みうることを社会は母性保護を重視するのです。この故にこそ社会は母性保護を重視するのです。過渡期の婦人労働の苦しみを、社会は妻の立場、母の立場にたつて、その解決のため、援助の手をさしだすべきでしょう。

会長就任のことば

平林たい子

労働婦人と結婚

古谷綱武

働く婦人の結婚問題とその盲点

久米愛子

困難を闘い抜こう

松田ふみ子

女性をまもるもの

今岡たけし

女教師の場合

渡辺もとえ

看護婦と結婚問題

12 10 9 8 8

職場は結婚者をしめ出す

12 10 9 8 8

誓約書を出していた婦人労働者

12 10 9 8 8

雇約による解雇事件

12 10 9 8 8

要13活用されなかった産休制度

12 10 9 8 8

新は有夫の婦人から

12 10 9 8 8

銀行は結婚婦人をしめ出す

12 10 9 8 8

上州のかかあ天下

神崎 清 7

婦人労働運動のあゆみ

神崎 清 7

売春の婦人群

雲田 謙吉 16

鉱山労働者の主婦の問題

山形 婦人少年室 18

資料室

宮崎 武夫 30 19

定時制高校の二三の型

女子労働者の賃金について 11

ILOアジア地域会議開催について

労働基準法解説 11

労働基準法解説

11

女子の就業者と完全失業者数

平均現金給与額 11

銀行女子職員の就職理由と配偶関係

11

看護婦さんのデモ(英国)

15 婦人少年ニュース 3231 5

3231 5

302928282624

時評

水爆と殺人

坂西 志保

△新しい水素爆弾

マレンコフ首相の、ソ連も水素爆弾をもつて、いるという声明は、丁度私たちが広島と長崎に落ちた原爆に付て深く考へてゐる時に出来たので、非常なショックであつた。アメリカは二年前に水爆の実験に成功したといわれているが、こんどの声明で世界の二大強國が恐ろしい武器をもつてゐることになる。広島原爆に比較して二百倍の破壊力をもつてゐるという人もあるが、千倍というのが一つの目安となつてゐる。こうなると食うか食われるかの戦争でなく、お互に食われてしまふのであるから、戦争は全く新しく考へなければならぬ。アメリカでも水爆に付ては強い反対があり、反対論者は、これで文明は完全に破壊されることになると思つてゐる。しかし、軍当局者たちは「アメリカが力を持つことが平和を確保する」のだという考への下に水爆製造に力を入れて来たのである。今日までアメリカだけが一番強力な原子兵器を所有してゐたのだが、今度はソ連も同様のもの

を持つようになれば、もう相手をおどかすことは出来ない。これは世界の政治に大きな影響がある。力の均衡である。終戦後、原子兵器に関し、米ソの間に二つの対立した意見があつた。原爆を持つてゐる米國はその國際管理を提案し、これに關しいろいろの問題を公開し、友好的に運ぼうといふのであつた。しかし、ソ連はむしろその禁止を望んでゐた。理由は、原爆をもたないソ連の劣等感から来たものと見る人もあつた。しかし、今日、力の均衡が出来たのであるから、二國はどのような政策をとるつもりであろうか。ソ連はこの問題について何もいっていないが、アメリカは大體次のような考へ方をしてゐる。

原子兵器の製造に大きな功績のあつたオッペンハイマー博士は、本年七月の「外交評論」に、この研究と製造に力を入れている米英ソの三國が秘密を公開し、協力するのが望ましいが、もしそれが望まれないなら、米國だけでも原子兵器に關する知識を公開し、その管理に付てアメリカの政策を公表すべきだ、といつてゐる。原

爆の秘密はもうなくなつた。疑いと恐怖に迷ひ、これ以上敵対心を増すようなことをせず、米國だけでもよいから具體的な対策を講じるべきだといふのである。そして、この提案は大體に於て知識人に歡迎されてゐるらしい。

しかし、原爆も軍隊もたない日本のような小國はどうなるのであろうか。歴史的に見ると、火藥がヨーロッパの封建制度を滅ぼす大きな要素となり、近代的新軍隊と火藥が結びつき、それを背景にして近代國家が生れたのである。今日では原子兵器と長距離爆撃機の發達を持つてゐる國だけが強く出て来て、持たない小國は強い國に依存しなくては生きて行けない。これが集團安全保障制度という形をとつて現われたのである。だが、今となつてはこの制度もあまり役に立たないのではなからうか。どちらも水爆をもつてゐるなら、強國自体も危險にさらされてゐる。使う方も、使われる方も破壊することとなれば、戦争は出来なくなる筈である。それで、私たちはもう一度新しく原子力管理の問題をもち出し、それをどのようにして人間の幸福のために使用するか考へるのが義務であり責任である。原爆の洗礼を受けた私たちこそこの機會に声を張りあげ、米ソ兩陣營の原子力の平和的利用を叫ぶべきで、それは日本だけでなく、世界のあらゆる國々に生きる希望を与えることであると、私は信ずるのである。

△連続殺人事件

新聞を手にして驚くことは、来る日も来る日も殺人事件がたゞと報道されてゐることであ

る。人間の生命はこんなに珍しくなつたのである。か。生命のインフレ時代といつてもよい。故意の殺人はもつとあるが、そうでないものも多い。しかし、今日まで健全で生きてゐた人が、急に消えてなくなるといふ事實には驚きがないので、心ある人は深く考へさせられる。瞬の命とはよくいつたものだといふながら感心する他ない。

深い恨があるのではなく、單に自分の意志や行動の邪魔になる者をあつさり片付けてしまふ傾向が、このごろ特に目につくようである。タクシーの運転手殺しや警官殺しから始まつて、親、兄弟、夫婦など、日常茶飯事となつてゐる。犯人の多くは二十代だといふが、瞬間の出来ごとのために一生を棒にふるつてしまふ悲劇を歎くのは、私ばかりではないであらう。数年前、私はワシントン市で十八歳の青年がスリルを味

わうために八歳の少年を殺した事件を扱つた判事に會つたことがある。裁判をまるで人ごとのように、落着き払つて聞いていた青年は、最後に四十年の刑をいい渡されたとき、口許に皮肉な笑ひを見せていた。しかし、次の瞬間に彼は両手で顔を覆ひ、声を擧げて泣き出した。判事が後にその理由を問うたとき、彼は「出獄するまでに私は老人になつてしまふのだ」と答へたといふことである。反省は少しおそすぎ、もうどうにもならない。

自分の意志によるものでなく、事故による殺人も多い。酔つ払い運転はその一例であり、トラックなど長距離運転の場合、居眠りして事故を起こすこともたくさんある。機械に対する認識

が足りないことも一つの理由である。しかし、最近のひどい例は、鎌倉で起きたヘリコプター事故で、死傷十四名を出してゐる。十何万といふ人出で賑つてゐる海水浴場へ降りて来たといふのであるから、操縦士たちが一体何を考へてやつたことか想像に苦しむのである。騒卒といつてしまえばそれまでであるが、それだけでは片附けられないものが多分にあり、遺族にとつてはどうしても解せない事故である。事故を起こした人は古い友人に頼まれ「非公式に話をまどめた」とか、全く予想しなかつたとか、誠に申訳ないといふつてゐるが、これでは死んだ人は浮ばれない。

このような事故による殺人の背後には必ず公約を守らなかつたとか、規則を無視したとか、普通の常識では解せないことが多い。無知なのである。そんな人間に機械をいしらせることが悪いので、そこから先を改めなくてはならない。科学とはかくも厳正なもので、それを輕視する者は容赦なく罰せられるのである。公約や規則は私たちを守るためにあるもので、自由を阻止するものではない。定員十名と書いてあるのに、スシ詰になるまで押しよせて来る。あらゆる輸送機関を私たちは酷使し、事故が起ると騒ぎ立て、自分の責任を問わないのである。今日の日本人の頭は徒歩か馬に乗る位の程度で、文明の利器を利用するように出来てゐない。

殺人事件と一緒に扱ふのは抗議が出るかも知れないが、私たちの心を痛めるものは相違なく、後を断たない親子心中である。最近には横浜にあつた親子七人の心中である。事業に失敗し、

息子が自腹で入院して数日間かゝつた。父は心で、妻はその反対に勝氣だといふ。十四歳と頭に五人の子供は學校の成績もよく、友だちの評判もよかつた。七人の遺骸を前に故郷から来た兄は、こんなことをする前に何故か自分に分知らせなかつたのかといふ、妻の弟で、横濱市の警察官をしてゐる人も子供たちが可憐で、と歎いてゐる。これは何時の場合にも起るザリフであるが、後の祭である。それで、私が何時も考へることは、第一に死にたい人は仕方がないが、死にたくない者を生かす方法と、その責任が社會人である私たちにあるといふことである。横のつながりとか隣人とかといふ言葉は出来たが、それがまだ具體的の意味をもち、行動にまで發展する処に行つてゐない。もちろん、子供を自分の所有物と考へ、心中を喰ひつゝ、親を厳しく批判するのはよい。しかし、冷たい社會に生活の手段方法を与へずに残さず氣になれないといふのもよく解る。死にたくない人が死ななくともすむ社會をつくるのは、政治の大きな課題の一つであるが、同時にまた個人の責任でもある。温かい救ひの手を伸べ、つきつめた氣持に方向転換を与へるだけで、死なせずすむこともある。

聖書に、弟を殺した兄が彼の所在を神さまに尋ねられた時、自分は弟の殺人者ではない、と答へてゐる。この國ではいふお節介をやく時だけ番人の役を自分から進んで負つて出るのに、生きるか死ぬかのさだめ場に置かれた人間はつばねてしまふ。政治の欠陥を歎くまえに、私たちはまず個人の責任を問ふべきだ。

会長就任のことば



平林 たい子

神近市子さんのあてをうけて、私が会長に就任した。理事の中に反対もあつたし、私自身一番反対なのだが、私のところに会長の交渉がくるといふことは相当に苦しんだ結果なのであらうと察してお引受けした。

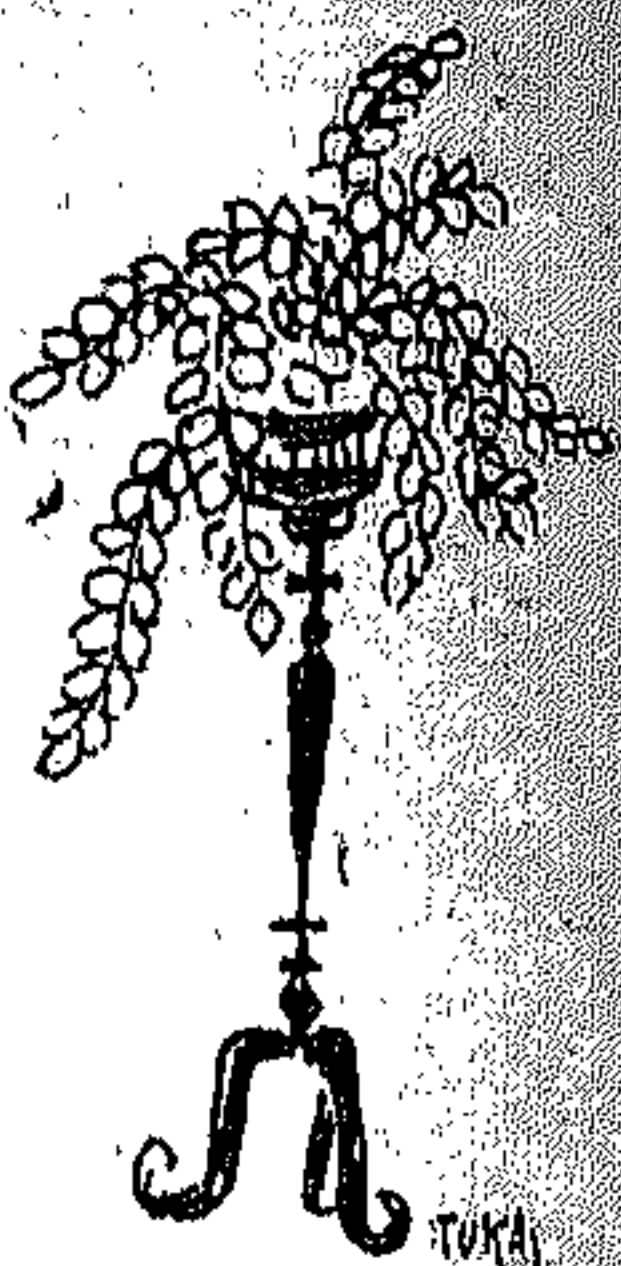
会長になつたからには、できるだけこの会のために働きたいとねがつてゐる。会はまだ草創時代で組織も財政も確立してゐない。目下の急務は急速に会員をふやすことである。それには、何といつても「婦人と少年」が、その手がかりであるから、編集部は少い頁を皆さんの御期待に添はせるよう、いろいろと研究している。この種の大衆的な刊行物の場合、目標をどの辺におくかといふことは、いつでも問題になることである。こないだの理事会でもそのことは問題になつたが、いままで「婦人と少年」が目ざしてゐる目標をあくまで追求して、さらに内容を改善するといふことに意見が一致した。

が、何しろ少しの紙面であるから、商売雑誌のヴァリエーションもなく、感情や情緒に訴へてくるアジャレーション的要素にも乏しい。が、ひそかに思うに、いま、職場や役所の中堅どころに必要なのは、アジ的要素よりもより以上に、プロパガンダ要素ではあるまいか。結論は各自が自由にもつてよい。その結論の土台となるデータを充分研究した上の結論なら、いかなる結論も自由である。そのデータを提供するのが、こゝでの私達の役目である。もちろん、幹部のわれわれの中にもまたいろいろな世界観の人がいる。が、婦人と少年者の地位向上のために、何ほどの働きをしたといふ大目的な目標だけは一致してゐる。それが一致する限り、誰とでもなるべく多くの人と手を握らなければならないというのが、私の考えである。

どうぞ、労働組合の方々も卒直にこのさゝやかな雑誌を利用してほしい。編集部は、組合の中堅の方々に必要だと思はれる記事を集めるためにも苦心している。婦人少年局の成立ちを見てもわかるように、この局がそもそものようなものだが、その局から生れた子供である婦人少年協会は、さらにそれから独立した人格であつて、お役所から統制されて行動するものでないことは勿論である。それだけにまた財政の困難は非常なものであることを訴へたい。日本では、政党でも大衆団体でも、労働組合以外殆んど会費で賄われてゐないが、この会こそ会費で運営して行くほか金の入つてくる道のない団体であつて、会費の高が会の活動の総量である。各位の御支持をねがいつゝ、簡略ながら、会長就任の御挨拶に代える。

労働婦人と結婚

古 谷 綱 武



婦人が結婚すると、自分からその職場を退くことは、ごく当然なこととして自分も世間も考へてゐるが、今もなお、日本の姿である。

夫も子供もありながら、なお職業をもつてくらしにゐる婦人たちは、風変わりなひとだとか、夫の働きがないからだとかいふ批評をする人も多いのである。

また未婚の若い女性たちと話し合つてみると、かならずといつてよいほど出る話題は、「結婚か職業か」ということである。これはつまり結婚したら、女は家庭にとじこもつて、夫と子供のためにだけ生きることを理想とする考え方に根ざした議論なのである。

もちろん、これには、結婚した婦人が多くの職場で歓迎されないという理由もひそんでゐるが、その理由の原因をつくつてゐるものが、女性自身のなかにもあることを、私は、ときどき感じさせられるのである。

女性の仕事を中心としてゐるある職場で入社試験を受けにきた人たちに、

「あなたは何年くらいおつとめをするつもりで

すか」

という質問をしたそうであるが、その答えは、ほとんど、

「結婚するまでつとめたいと思ひます」

であつたという。こゝういふ質問や答えが、なんのふしぎもなくとりかわされるのは、会社側にも、また職場をもとめる女性たちにも、結婚した女性たちは、当然、職場を退くという考え方があつたわけである。男の入社試験には、どんな場合でも、まさか「あなたは何年くらい勤める気ですか」といふ質問はないであらうし、まして「結婚まで」といふ答えは考えられないのである。

結婚は、男にとつても女にとつても、人生の重大事であるが、特に女にとつては、最も重大事件であるといふ考えかたが、女の結婚後の職場をどうする原因をつくつてゐるといへないであらうか。

結婚した婦人は、職場にあつても、家庭的な事情のためにどうしても仕事がおろそかになるので困るといふのが、大部分の雇主側の云い分

である。これは婦人たちが、職業人として生きようとする場合、殊に考へなければならぬ問題である。生理休暇とか、出産による休暇などは、きわめて当然のことであるから、こゝでは問題外におくが、日常の勤務生活のなかでも、家庭の雑用につかれたために仕事の進度が鈍るとか、遅刻、早退がたびたびあるといふ不評判も多い。こゝういふことは、働く妻に、いかに負担が多いかを物語つてゐるのであるが、しかし私は、こゝで「家庭か職業か」といふ制約の方をして、どちらかを捨てることには反対したいのである。

むしろ、今後、どういふふうにして、このむずかしさを克服していくかを考へなければならぬと思ふ。職業と家庭を両立させようといふ理想をもちながら、そのつくつてゐる家庭は、昔ながらの「旦那様」に仕える生活であつたり、あるいは、家事についても、合理的に処理することを考へず、祖母や母から受けついできたままの、いわゆる雑用に追はれるくらいでは、どうして、じつさいに職業と家庭を両立させるこ

とはむずかしい。

もちろん、結婚後も職業をもつて、責任のある地位につき、りっぱにその生活を両立させている婦人たちが多くいる。そういう婦人たちは、一生仕事をもちて生きていくとする、たくさんの若い女性たちに明るい光を与え、道をきりひらいているわけである。男の私には、そういう婦人たちが、身をもつて感じている苦勞を理解することはできないかもしれないが、それにしても、その困難さは、私も承知しているつもりである。

それにもかかわらず、私は、婦人もまた、職業をもつて社会に加わつて生きていかなければならない、そしてそういう生き方をすること、ほんとうだということを、書きつづけ、いつづけてきた。婦人の職業を結婚までの腰かけではなしに、できることなら、母親になつてもなおその生活のなかで、職業を手ばなすなどいうことを、ときつづけてきた。

私が、じつさいには、困難なことを承知してしながら、なおそのことをときつづけてきたのは、それが明日に生きる婦人たちの正しい生き方だということを、つよく信じるからである。この理想は、高くかけつづけなければならぬと思つてゐるのである。職業をもつて、社会に加わり、社会人としての教育を社会から受けた女性は、昔の何ごとにも受身で生きた婦人たちとはちがつて、いつも社会せんたいのなかの自分を考える目をやしなわれてゐる。そして自分や、自分の家庭だけの小さい幸福に満足してゐる世のなかを見ようとしなかつた昔の婦人

にくらべて、みんなの幸福を考える教養を身につけてゐる。これは、明日に生きる人間として、だれもが身につけなければいけないことでありながら、しかし社会に加わり、そのなかで教育されないかぎり、なかなか身につけられないことである。

「結婚か職業か」をさかんに議論している未婚の女性たちに、その両方をとることをすすめる

と、よく、私はこういわれる。

「そりや、できればそれにこしたことはないけれど、そんなこと理想だわ。実際にやつて失敗した人が多いんですもの」

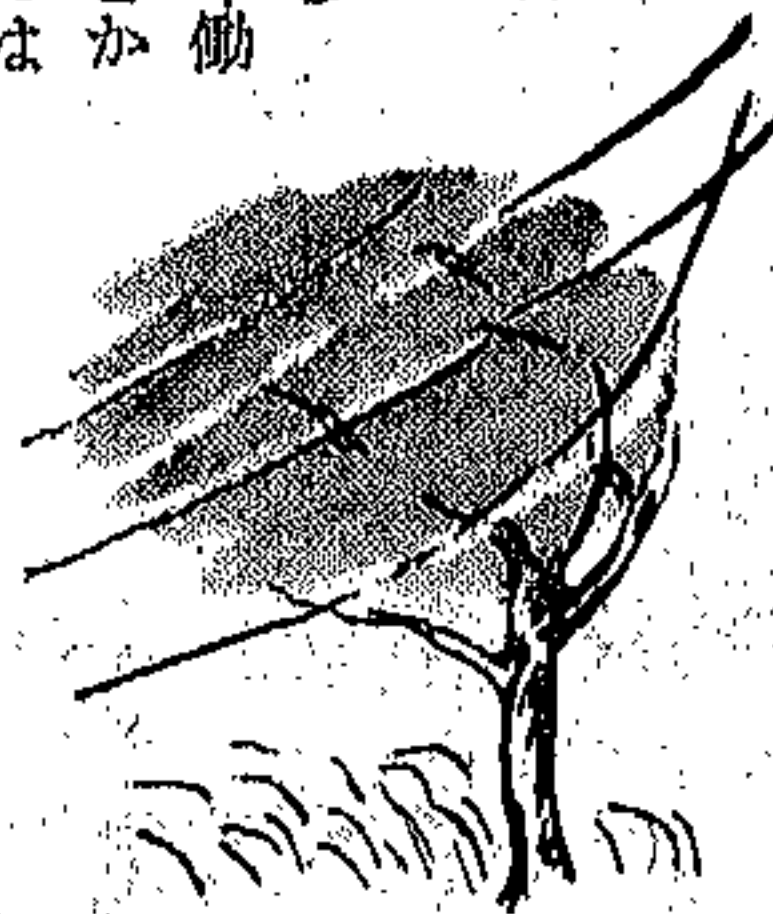
これは、じぶんから、自分の理想とするところを、なげすめてしまつてゐることだと思ふ。じつさいにはきわめて困難なことを、どう克服していくかという、その願いのないところに道は決してひらけてこないと思うのである。そしてまた、女性自身にその困難を克服しようという意志のないかぎり、結婚した女性をその職場から閉めだそうとする傾向は、ますます多くなるのではなからうか。

自分の理想とするところをなげすめて社会に對することは、それだけ実生活のなかで、自身理想から後退していくことになり、またそれは、多くの困難を克服して、りっぱな道をひらいた先輩の婦人たちに對しても申しわけないことだと、私は思ふのである。

婦人の地位の後退を、婦人自身の手でつくつては、けつしてならないことを、特に私はいいたい。

「かかあ天下」といふのは、上州の各地方で、昔から天下に名をひびいてゐる。ある雑誌に「かかあ天下」と書かれてゐたのを見て、筆者の無學を笑ふやうかと思つたがしかし、「専主関白」との取組では、「かかあ天下」と書いた方が、むしろ、つりあがとれて、うすかも知れない。

ところが、現地の土州へいつてみると、女の先生でも、宿屋の女中さんでも「上州の女で、主人を川に流して、いばつたりする人はありません」といつて、「かかあ天下」といふ言葉からくる漫画的連想、その連想の實際をなす女尊男卑的傾向の存在をけんそんに否定するのである。



上あのかかあ天下

神崎 清

もつとも、すぐそのあとで、「上州の女は、よく働くから、安心して家がまかせられる、という意味ではないでしようか」と、付言するのであるから、いささか内に自負するものは持つてゐるらしい。

ほんとうに「かかあ天下」であるかないかは、上州の女を女房にしてみなければ体験できないわけだが、さいわい斎藤長五郎君の『上州名物の解説』（群馬出版社）という郷土文獻を手に入れたおかげで、この名物「かかあ天下」の由来をほぼあきらかにすることができた。

昔から上州は米産、穀類、絹織物のさかんな地方で、多くの女性が従事してゐたのである。桐生市の郊外にある白滝神社の縁起によれば祭神の白滝姫は、宮中で皇后につかえ、養蚕・糸織・機織のことにあずかつてゐたが恋人の郷里の上州にうつり住んで、技術をつたへ、土地の産業をおこした、という古い伝説がこつてゐる。生産の女神を祭つてゐるところがおもしろいではないか。

敗戦の夫をばげまし、みずから武装して弓矢をなら

の女である。戦国時代の歴史をみても、この形名の妻のような、気象のつよい男まさりの女は、枚挙にいとまがない。寄生的・依存的でなくて、独立の判断と勇敢な行動力を持つてゐるのである。

山国で、農地がとぼしく、男の働き場所のすくない上州は、大前田英五郎とか、国定忠治とか、有名な長脇差をうんでゐる。この博徒の女房もまた、戦国女性のほたるぎを町人化したもので、よほどのしつかり者でなければ

銀行女子職員の就職理由

1952年9月 婦人少年局調

総 数	100 %	都市銀行	100 %	地方銀行	100 %
家計を助けるため	19.6	18.2	22.6		
自分の生活費を得るため	11.3	11.4	11.0		
家族を養うため	4.2	4.1	4.3		
社会人としての経験をもつため	20.6	21.5	18.9		
家計補助と社会経験をうるため	40.7	41.0	40.0		
結婚費用を得るため	1.7	1.6	1.8		
家に居てもすることがないから	1.6	1.7	1.2		
その他	0.8	0.5	0.2		

銀行女子職員の配偶関係 (%)

1952年9月 婦人少年局調

総 数	100 %	都市銀行	100 %	地方銀行	100 %
未婚	90	91.5	87.1		
死別又は離婚	4.7	4.6	4.6		
有 夫	5.3	3.9	8.3		

明治三十二年五月、安中で発行された『時事新報』の議論は「かかあ天下」の経済的基礎にふれたところの痛快なものである。

「上州地方ノ某、會テ余ニ語ツテ曰ク、『我地方ホド男女同權ノ行ワルル所ハアラズ』ト。而シテ其ノ所以ヲ問クニ曰ク、『生糸ノ業ニ從事スルノ女子ノ日々得ル所ノ賃銀甚ダ多シ。之ガ為ニ男子ハ到底其ノ細君若シクハ女子ニ向ツテ、平身低頭セザルベカラズ』ト」

「凡ソ男女同權ノ如キハ、単リ道理ヨリ来ルモノニ非ズシテ、實力ヨリ来ルモノナリ。上州ノ如キハ、婦人ノ最モ適當ナル職業アルヲ以テ、婦人モ亦男子ト同位置ニアル事ヲ得ルナリ」

この事実上の「男女同權」が、男尊女卑の一般封建社会からは、上州の「かかあ天下」として、錯愕的な異様なものに見えていたのであらう。女の實力を土台にした「かかあ天下」は、これを非難し、嘲笑するなものもないわけである。

働く婦人の結婚問題とその盲点

困難を闘い抜こう

久米愛子

働く婦人が結婚したり、出産したりすると退職を要求されるとき、自分から仕事を諦めてしまふというのを耳にする。又時々、進歩的だと思われる年若い婦人から「結婚と職業は両立するでしょうか」という一昔前の様な質問を受けてその人の顔を見直すことがある。結婚と職業が本質的に両立するものかどうかなど今頃考える必要はあるまい。婦人が社会に出て職業を持ち、経済的に独立する事は、婦人解放の、そして男女平等の実現の手段であり同時に究極の目的である。問題は結婚と職業は両立するかどうかではなくて、何故両立しない場合や困難な場合が多いのであるかにある。

婦人が結婚と職業は両立するという信念を持ち、両立させる意欲を持ったところで、誠首されては両立しない。更に子供が生れると、結婚生活と職業とは、なかなか調和しない。

い。アメリカの社会の様に余裕のある所では、乳幼児を抱えた女が外に出て働く事は、母子両方のために望ましくないというので、子供の育つ間大抵の婦人は家庭に入るが、三、四年あるいは数年の後は割に容易に職場に戻れる。種々の名目による整理の度に、まず婦人が目標になる日本の社会では、婦人が一度職を離れば、もとに戻る可能性はきわめて少い上に、不合理煩雑な家事と、なるべく手のかかる育児法とで、家庭婦人の生活は、俗にいう新聞を読む暇もない毎日が繰返されて、家庭婦人自身に社会に帰る自信を失わしめる。

職場で男女平等が実現し、家庭生活が合理化し、家事は女の仕事という考が改り、近所に完備した託児所があるという様な社会が出来れば随分いいだろう。こう考えて来ると、既婚婦人が、安心して男と同じ様に働く事は産児制限を含んだ日本の人口の問題に、政治の問題に、そして結婚すれば女は男に依存するものという封建思想の打破の問題につながる。これは、個人がどんなに頑張つてみたところでどうにもならない。しかし、こうした世の中を作る為には婦人の努力が何よりも必要なのである。婦人自身のこの問題を婦人が解決しようとしなければ何時までたつて

も現在のままである。結婚の型態がどの様に変化しようと、性生活を伴う男女の協同生活は永久になくならない。そしてそれは人間の本質的な幸福につながる。若し人々が、職業と結婚との何れを選ぶか等と考える事はあやまつてゐる。職業と結婚の両方を選んで、一人々々が家庭に於ける困難と職場に於ける困難とに闘つて行けば、働く婦人と結婚という問題も、現在のそれよりは内容の交つたものになつて来るであらう。(弁論主)

女性をまもるもの

松田ふみ子

ある民間会社の部長が公開の席上で「女を職場から追つばらう二番よい方法は、五年以上勤続したら、給料を減減させて行くのがよい」と放言した。これを聞いていた人は、私の知つてゐる人だつたので、この人は男ながらにも、こんな封建的な人間もいるかと思ひ、激しい憤りを感じたと語してくれた。その人はお習をついで、「僕はその話をきいたとき、知りもしない女性一般のために憤る程、正義派ではないが自分の処に働いてゐる真面目な女の人や、殊に貴女のように、十数年も仕事一筋に生きて来た女性のために憤る

たのだ」と語つた。それ、そのことを聞いて体が震ひひくほどの腹が立つた。またある商店の部長は「現在「職業についている女を全部職場から追つばらうてしまつたら、日本の男子の失業問題は解決する、男子の失業者の数と女子有職者の数はほぼ同じだと云つたという。

こういつたわけで、特に女子の結婚は、誠首のよい口実になりやすい。

ある社長は、友人から若い女性の就職あつせんをたのまれて「美人なら採用するよ。お嫁に行くので早く辞めるからな、女はせいぜい五年位したら辞めてもらいたいのだよ」と云つたという。そんな離れが云つた、彼れが云つたという噂話ばかりではない。現に、師範学校を卒えて三十年も四十年も児童教育に尽して来た女の校長が、さきほど辞職を勧告された事実があるし、官庁や会社の人員整理には、比較的高給の、それだけに勤続年限も長い女の人が、まず槍玉に上つてゐる。人権を平等に守つてゐる筈の新憲法がある筈なのに、まるで白昼お化けが出るにも等しい位馬鹿々々しいことだが、貴女は奥さんだから、一家の中心である男子よりも、まあ比較的責任も軽いからとか、独身の若い女の人にかえたいからとか、その人の仕事の能力と全然関係のない理由で辞めさせられてゐる。またあるところでは責任のある仕事から段々女を外して、いたたまれなくさせて追つばらうというてをつかう陰險なものもある。だが人権は保護されてゐるのだ。殊に生きてゆくことは基

本的に人権なのだから、この時、辛いからとか、昔しいからとか云つて職場を放棄しては駄目である。目に見える敵とは闘えるが、見えな敵とたたかうことは辛い。だがそうした圧迫に、何の理由もなしに負けてひつこんでいてはいけなないのだ。ひしひしと骨が音をたてそうなる苦しみにも、後から続く女性群のために耐えて行かねばならない。人間というものは勝手なもので、どんな立派なものでも人から貰つたものは左程大切にしないが、これが細に汗して自分の手で貰つたとなると、大したものでもないのに大切にすると同じで、先輩の女性指導者たちが身を粉にして死守してくれた女性の人権を、終戦記念にもらつたわれわれの人権で傷つけるようなことがあつてはならないのである。

その際、日本の女性のいけないことは、その不当な待遇を「そうかしら？」と云つたきもちで受入れることである。「そうなんだわ、女は家庭に帰る方がいいのだわ、離れさんも辞めた、彼女もいなくなつた、恥しいから私も」といつた卑怯なまきらめと弱音を次ぎ次ぎと伝染させて行くと、最初に旗をふつた奴は、それ見たことかと、益々旗を高くふることになる。すると、そんなにまで考えていなかった他の人迄、恰も自分も同感であるかのように声を大きくして行く。世論というものは、そうした伝播力をもつてゐるものであつて池に小さな小石をなげたような様相を呈して行く。

折角足音高く、広い門をくぐり始めたわれ

われ女性なのだから、自信を以て進んで行こう。だが、その時心しなければならぬのは、女同士が、これ迄のような狭い嫉妬心を捨てて、女を助けるものは女だという同性意識に強く目覚めてもらいたいことである。少しばかりあの人自分より綺麗だからとか、賢いから、いいものを着てるからさういふなどと云つた浅ましい女心をぬけ出して、今こそがうちスクリューを組まなければならない。女の権利を守るものは、女自身でしかない。折角開かれた門戸を、われわれ女性自身の手で閉さすことのないようにしなければならない。

(シンデレー毎日編集長)

女教師の場合

今岡だけし

学校を卒業する時には、それ相応の素養を身につけて教師になつた。当分の間は、明朗快活な学生生活の情熱も手伝つて、ひたむきに仕事に奔走したであらうが、やがてお嫁さんに行き、子供が一人も二人も生れると、そろそろ下向へのコースを辿る。

家庭的煩累が加わるに従つて、知的欲求は徐々に失せ、学校時代に教つただけのものが唯一の知的宝庫となつて、進歩も開拓性もすつかり枯渇する。そして丁度教師を削るよ

うに細くなつて行く。愈々細く、恩給が見えて、せめて恩給まで、と、事勿れ、無難に、唯、生き長らえることを希う。

女教員恩給までの寿命かな

まことにさもし相であるが、過去に多く見た事実であるから仕方がない。否、現在もお尻をひいてゐる。

X

もとより、これは、女教師だけを責めてはならぬことである。家族制度の中に果喰うしつこい封建性、社会各般に浸透してゐる女性卑下の思想、嫁入り用看板が不知不識の目標であつた旧制女学校教育、等々幾多の条件が、からみからみ合つて、あたふたせば伸びる女性をこらした相に迫りやつたのである。女性には「天々申々」という語は無用のものとなつた。

X

毎年新卒生卒の就職運動が始まると、何人かの推せんを受けるが、その中に新制大学を三位以内で卒業し、音楽に堪能な一女性があつた。或る学校に音楽教師を求めていたので早速紹介あつせんすると、真先に『男か女か』と問かれた。『女』と答えると、右手を左右に振つて『御免々々』というのである。本人の性能が良からうが悪からうが、女なるが故にノックアウトされる。

これは新卒の一女性の罪ではない。直接的には過去並びに現在の女教師の何パーセントかの人々の生能に罪がある。

又、その校長を責めてもならない。彼は長

い教育生活の間に、女教師の生能には、ほどほど困り抜いた体験を持つてゐるからである。女教師を伸ばしてやらねば、とは思つてゐるであらう。けれども同じ条件なら男がほしいという。男なら性能に少々劣るところがあつても、年間を通じての仕事の量と質の相乗積は男が優つてゐると、体験的に帰納してゐるからである。

これらを責めるよりも先に事實は事實として認め、その因つて来る根源を消滅することに思いを致さねばならぬと思う。

X

私は学級担任に關する根本方針として、小学校一年から六年までの持上りを原則としたことがある。地方の学校の職員組織はこの原則をその儘実行出来る程に充實してゐないから施行しようとは更に思つてゐなかつたが、女教師は低学年を、男教師は高学年を受持つものと決めてかかることがいけないのであつて——(低学年は教育教材がやさしいから誰でも担当出来るという知識注入を教育の本務と考へた十八世紀的思考方法と、女教師卑下の二要素が暗蔵してゐる)——この過去の通念を払拭せねばならない。そして現代教育の本義に則つて女教師にも充分な技倆を發揮させて教育現場の刷新を図らうとしたのであるが、巡り巡つて一女教師が高学年を担当する順序になると、保護者の間からぼつぼつ反対の聲が出て来るし、授業の實際や教育意見を聞いてみると、欠けるところも大きかつたので已むを得ず担任を変更したことがある。

看護婦と結婚問題

渡辺 もとゑ

これに類似した例は他にもあるが、小学校では男女教員の数がほぼ同数であるのに、女教師にその例が多く、男教師に殆んど例を見ないのは、女教師も社会も為政者も共に篤と反省せねばならぬことではあるまいか。

(鳥取県大田小学校長)

今日女教師を卑下するものはないであらうが、觀念的な尊重論をかざしても、心の隅に卑下の思想が宿つてゐれば卑下したのと同然である。それでは世の中はよくならない。幸にして給与だけは男女平等になつた。恩給を超越し、真摯な求道と、機嫌ない學的探究に志すことを急がば廻れ、女教師の新しい生能を創成する道であらう。

職業婦人の結婚問題が最近あらゆる方面でとり上げられて來ましたが、有職婦人の大部分をしめてゐる看護婦の結婚問題があまり考へられてゐないのを非常に残念に思つておりました折柄、婦人少年協會でおとり上げ下さいました事を感謝いたします。

看護婦は極最近まで医師の隷屬的存在であり、社会的地位が極めて低く、教育も徒弟教育であり、社会的向上も阻まれて來まし

た。これはその職にあるものの無自覚と、努力の不足のためでもありましたが、看護制度改革により、独立した専門職としての地位が確立された今日、看護婦自身の深刻な声として、結婚に對する認識と自覚が高まり、結婚の問題が叫ばれるようになって來ましたが、女教員の大部分が結婚してゐるのに比し、看護婦は殆んど独身でゐます。尼僧院に行く覚悟か、結婚前の腰掛のか、そのどちらかでなければ働けないような認識を一般に与へ、看護職を何か特別扱いに考へ、一般家庭の子女の希望を阻ませてゐるようには思ひます。

日本看護協會で現在結婚希望について調査した結果二五・二％が「結婚するまで」と解答してゐるのみでも了解出來ます。このような結果はその勤務の複雑で、二交代替制や三交代替制、宿直制、深夜の勤務などがあり、また人の生命を左右するような非常に緊張を要し、かつ何時如何なる時でも召集に應じなければならぬ職業であるために、社会の不文律として自ら諦め、結婚してはとてなればならぬものと信じてゐるかのようであります。また稀に結婚して働いてみようとして努力しても、お互い同志必要以上の干渉が多く、産前産後の休養すら仕事の妨害になるというような声が周囲の同僚又は同職の仲間から起つたりするようになつて、使用者側からは尙更の事であります。残念ながら、職業意識の低さや、多く寄居生活のため社会

と接觸する機会が少なくないことからも無自覚からであると思われれます。

私は十五年前結婚して子供四人を持ち今日尚仕事を続けておりますが、よくも続けて來たものと今更ながら回顧させられます。當時アメリカ帰りの新進の婦長のもとで働いておりましたが、「アメリカの保健婦は結婚して働かないのよ。アメリカの保健婦は経済的に恵まれてゐるし社会的地位の確立してゐる人と結婚するから」とあたらしい結婚観を主張して私達既婚者を悲憤慷慨させたことも幾度ありました。働かねばならなくて勤めたのではなく、仕事の興味が引張つて來たように思われれます。そのような環境の中で随分無理もして來ましたし、むしろ経済的にはマイナスになることの方が多かつたのです。新しい看護婦である筈の婦長ですら結婚に對してはそのようでした。

最近のように結婚しても働けるような条件にあつても、結婚するとやめて行くのを屢々みますが、あのような鬱屈を感じてやめて行くのだらうと思ひます。未だに結婚したら辞めるといふ一札を、就職の際入れるという病院も残つております。看護の職は経験と専門性に基づいてゐる現状であります。看護婦が寄居には入らなければならぬとか、結婚出来ないとかいう法律はないようです。看護婦こそ結婚をし、社会的にも技術的にも豊かな経験と愛情に富み、人間性の涵み出るような人が望ましいのです。しかし看護婦がどれほど望

労働基準法の解説

★五歳以下の子に女子年少者を就労させてはならない (四二八四一) 四三三三(五)

女子及び年少者は、危険有害業務につかせてはならないのですが、業務の種類については、女子年少者労働基準規則第十三条に詳しくあげられてゐます。このなかで「木屑道修ら等による木材搬出の業務」があります。蓋然な作業として単に原木を集積する作業は、既に禁止業務とされてゐますが、この木材搬出に附帯する業務で工場などに集積された原木を搬す、いわゆる五歳以下の子に就労させられたり、同様に危険性が高いので禁止されます。

なお、出した木材を単に工場に運搬する作業は、禁止業務に入りません。

实例	
----	--

誓約書を出していた婦人労働者

葉原の或る中工場で行われ
た働く婦人の懇談会の一コ
ナである。

婦人労働者の挙げた『西』な事実であろう。

二、私は結婚（内縁を含む）の事実が生じた場合は一か月以内に退職致します。

いぬゐる「原始蔬菜県干葉」は、貧弱な蔬菜経済から脱皮し、豊かな近代工業者(六十五人)が出していた。今までに二

天に挑むような盛々たる近代設備の工場と、ここで婦人の入社に際し提出させていた誓約書とは、また何という対蹠的な事実であらう。

二、私は結婚（内縁を含む）の事実が生じた場合は一か月以内に退職致します。

この誓約書は、開設(二十六年四月)から昨二十七年四月迄に入社した婦人労働者(六十五人)が出していた。今までに一

これは昭和二十七年一月、香川県高松赤十字病院の皮膚科主任看護婦・さんにおこつた結婚による辞職命令の例である。

年一月始め四日間の休暇をとり、無罪で
内祝賀を行つたところ、夫の勤務先へ、
「結婚のため休んでゐるのではないか」
と確めの電報が再三あつた。休暇後、確

Tは二十六年十一月、県の社会教育課
 勤務の某氏と婚約したが、婚前交際中、
 婚約者から勤務中病歸へ数回電話がかか
 つたのを、婦長が盗聴し、婚約成立を知
 り、勤務時間中私用の電話をかけないよ
 う注意された。そこでTは婦長に、「(一)
 婚約はしたが当分同棲はしない。(二)
 勤務中は従来通り迷惑をかけず、就業す
 る。(三)現在受講中の助産婦の免許が三
 月末にとれるので、それまで寄宿舎に在
 住させてほしい。」と申入れた。ところが
 院長から突然「結婚は日赤の不文律に
 反するから許可しない。もしこれに服従
 しない時は直ちに辭職させる」と言渡さ
 れた。Tは仕方なく、婚約者、媒酌人と

職願の提出を要請されたが本人が拒否したので、翌日さらに、督促され、即日寮舎を出るように云い渡された。この強職勧告は毎日執拗に行われたが、Tは拒否し続けたので、院長は直接本人を呼びつけ強職願いを出すように迫つたので、「同病院の就業規則には結婚による解雇を正当化する規定は何もないのに、なぜ退職せねばならないのか」とたずねると、院長は「それはあくまで一般規定であつて、人事に関する以上、あくまで内規が優先する。内規は不文律のもので、日赤四十年の伝統である。Tが結婚を解消すれば、現職のまま服務させる」と答えた。

で結婚を延期する」旨院長に申出たが、
「一応辞職させ、囑託採用の形をとるか
らその誓約書を入れるよう」と通告され
た。しかし本人は不本意として提出しな
かつた。

職願の提出を拒否するより、則面から彼女を援助した程度であるが、その後二月になつて、Tは遂に現職を辞任すると云つて来たので、婚約者とはかり、婦人少年室へ善処方を依頼した。本省婦人少年局

名が附めて結婚したという。

この案例は、婦人の地位向上の趣旨に反するように思われるので、当塾では会社側に善処方を促えた。その結果、会社は直ちに誓約書の一部取消という措置をとり、該当婦人労働者各人にはその旨の通知がなされた。

誓約書一部取消の件通知

一婦人労働者のふとした声をとりあげたことにより、六十五名の婦人を不当な誓約書の拘束から解放させた。現在の会社には矛盾や不合理が多い。けれども、真実を追求する真面目な努力は、や

致しました。有御血脈致します。

昭和二十八年五月二十六日

〇〇〇〇〇〇

千葉婦人少年室 内山つき

新潟県の某靴製労働組合では昭和二十八年六月、労働協約事項として女子従業員が出産した場合停年扱いとして解雇するとの会社案に対して、ひろく他の労働組合や世論にきいてその対策と態度を検討しようとしています。

この問題については、かつて昭和二十

会社から提案された事項というのは、
(二十八年三月七日)次のとおりです。

一、女子従業員が分娩した場合停年退職
取扱いについて

(イ) 女子新規採用者で分娩した者は、労働協約第五十一條の期間満了（昭和七十二年）と同時に停年退職とする。（職退手当の三〇％増し）

(口) 現に在職する者も今後分齡した場合に前項同様とする。但しこの場合は退職手当を一割増しとする。

(退職手当の四〇%増し)

「日本赤十字病院看護婦は結婚すれば、退職しなければならない」という不文律の存在について日本赤十字社に問合せたところ、かかる不文律は存在しないと回答があつた。

然し支部病院の内には看護婦が結婚した場合自ら退職する慣行がある処もあるように推測される。かかる慣行は看護婦の職業を不安定にするおそれがあるから、結婚をしても、引續き勤務できる体制を確立する方面に努力することが望ましいと考えられる。

然し個々の問題については勞使双方の交渉で解決すべきものであるから、高松赤十字病院についても勞使の自主的解決を促進するよう側面から援助するのが妥当であると考えられる。

二、更に高松赤十字病院の件については左の三点に問題があると考えられる。

1、当該病院費は不文律があると主張し、看護婦はその不文律があることを知らなかつたと主張しているようであるが、雇用契約締結の際に労働条件を明示したか否か。

——広島女教官の出産による死亡——

昭和二十七年二月広島県産品郡営金村小学校に起つた事件でもあるが、この学校を九年間勤務したM女教員は、出陣予定で生れ、間もなく死にしまった。Mさんは初

会社の組合に對する申入れ審による
と、この二三年間出頭者が増加したた
め、稼働率が低下し、今後なお増加すれ
ば船渠技術の推進上問題であるという趣
旨が打出されています。

この問題については、かつて昭和二十
五年末より二十六年春にかけて労資が対
立し、新潟県地方労働委員会より労資中
立三者の調停案として、「勤務成績の非常
に悪い者は男女にかかわらず格下、又は
解雇することが出来るから、分館のみの
条件で解雇しないこと」を提示されまし
たが会社はこれに服せず、組合がスト決
行の宣言を發して会社の提案が撤回され
たといふいきさつもありました。

現在この組合では同じ問題が再び同じ
理由で提案されたので慎重に冷静に再検
討をして、結論を出すべきであるとし

2、当該病院等組合においては、私生活の自清が確立されていないように思われる。

3、当該病院の労働協約中には精神休暇について規定があるようであるが、これは問題の不分律と矛盾するかの如く思われる。

／＼最後に、この問題に關する院長の意見を附記しておく。

「結婚すれば、有形無形に職務に支障を來すという理由で、即日退職するのが亦十字社創立以來の伝統に基く犯す事のできない不文律である。これは院長個人の意見ではなく、二百名の入院患者を代表して行うのであつて、一看護婦の結婚を許可する前例を作ることによつて、五十余名の結婚適齢期にある看護婦が次々と結婚し通勤に切り替へた場合、大火災等による緊急を要する時、収容中の二百名の入院患者の生命の保証はでき難く、従つて看護婦の本分に反するものである。」

さてこの結末は、どうなつたか。人権擁護局でも取上げ、遂に看護婦の退職はとり消され、婦長は退職したとき々。人権の自由は一応確保されたのである。

前日、一見健康そうに見えたが、死に
前日まで勤務したことに無理があつたの
である。労働基準法に違反する後の休暇の
規定が設けられてゐるし、校長も再三休
暇をとるようすすめたのに、Mさんは
どうして、この与えられた権利を利用し
なかつたのであろうか。ここに問題点が
あるようである。

この学校の学級数は十三で、教官は校
長、養護教官も含めて十六名、そのうち
産後休暇利用中の者が一名あつた。また
翌月出産予定の者が一名いるという実状
なのに、産休代替職員がなかつたので、
責任感の強いMさんは休暇をとることが
できなかったのである。この学校には二
名の結核休職者があつたが、これには二
名の代替職員が補充されていた。

人事刷新は有夫の婦人から

九州のK市役所の例

九州K市の職員組合自治会は次のよう
な事実を報告してゐる。

本年三月、K市役所の助役名で各課長
宛に出された「職員の人事刷新について」
の通達の中に、人員整理の対象として、
「満五十五歳を越える者」と並んで「有
夫の女子職員」があげられていた。また
「今後親身婦人が結婚した時は自ら進ん
で退職するよう事前に考慮を促す」とい
う項目が入つてゐた。

県教育組合婦人部では、産休代替職員
制度を確立することが急務であることを
広く社会に訴へるとともに、県会に対し
て、この制度の確立と、それに伴う予算
措置を陳情し、五十市十郡に各一人あて
の補助職員が配置されることになつたが
一人では到底充足できないといつてい
る。なお、当時における中国五県の産休
補助教員の状況は次のようであつた。

岡山県 小学校一、一〇、中学校、高等
学校に〇・四五〇名配置されてい
る。
山口県 五三名(〇・七%)
山形県 一八二名(二%)
広島県 配置されていない。

銀行は結婚婦人をしめ出す

英国の銀行勤務者

今度の英国組合婦人の定期協議会では
女子の結婚にともなう雇用制限の問題を
取り上げることになつてゐる。この問題は
特に銀行に働く婦人に関係が深い。「銀
行員」誌一九五三年二月号掲載の左の記
事は、この問題の背景をよく物語るもの
として興味深い。

婦人が銀行で働くようになったのは一
九一四—一八年の第一次大戦中である。

彼女等は臨時の補助員として入り、非常
に重宝がられた。その一部は戦後も戦場
にとどまり、やがて未婚者は本採用にな
つた。しかしひとたび結婚するととなつ
やめるか、臨時雇に切りかへるかどうか
かしなければならなかつた。

同様のことは第二次大戦時にもくりか
えされた。銀行は追々平時でも計算その
他の業務に婦人を雇うようになつてい
たが、戦争が始まると彼女等の結婚を
進んで大目に見るようになり、未婚婦人
を、多くの婦人が銀行に臨時雇として
わす、多くの婦人が銀行に臨時雇として

入つて来た。前大戦中雇われていた婦人
で昔の職場へ手伝に来る例も少なくなつ
た。

再び戦後多くの未婚者は本採用となつ
て銀行に残つた。しかしもし結婚すれば、
すぐに「臨時」に切りかへられ、何
時首になるか分らないという不安に始終
つきまといわなければならないなかつ
た。

このような既婚婦人の雇用制限は英國
の殆んどの大銀行が規定として、又は不
文律として採つてゐるきまりだつた。一
九四〇年代の末になつて、二、三の銀行
がこの制限を取り払い、既婚者でも年金づ
きの職につけるようになったが、他の
銀行では結婚した女は使わないというき
まりを銀行の都合によつて使ひ分けた。
つまり人手不足の時期にはこのきまりを
引込めたのである。

しかし結婚を理由として臨時雇に格下
けしたり、解雇したりするといふのは、
きまりで定められてゐる。しかしきまりによ
つて調査委員会が設けられ、やがて労働
職については一週四十八時間、又は二週
九十六時間の原則が認められるようにな
りました。

海外ニュース

看護婦さんのデモ

看護婦さんの労働条件、特に労働時間
は日本でもしばしば問題にされていま
す。英國でも看護婦の労働条件を改善す
るためには、何年も前から闘争が続けら
れて来ましたが。

今をさかのぼる四十五年前、一九一八
年の暮に救済法の救済事業に従事する
婦と看護婦がホルボーンの下の一室に
集つて、いわゆる「ネルス(反抗者)」の
集合を持ち、ここから救済事業従事員組
合といふのが生れました。この組合は特
に看護婦の労働条件に鋭い関心を持ち、
一九二〇年には保護施設の従事員組合と
結成して運動を続けました。

しかし看護婦を組織するといふことは
実に難しい仕事でした。劣悪な労働条件
に抗議したとか、組合の集りに出席した
とか、或はただ単に組合に入つたとか云
ふだけで、多くの看護婦が犠牲になつた
といふ事実が、この組合の歴史にはいつ
ばいに綴られてゐます。これらの困難を
たたかつて婦人組合員を組織するために
活躍したのは、組合発足当初からこの仕
事に従事した「アトリス・ドレーパー」女
史、一九三七年度本部の執行委員に初
の婦人代表として選ばれた「カレン・ト
ウメン」女史、惜しいことに、この法

一九三七年という年は英國の看護婦さ
んにとつて重大な年でした。この組合が
主として、他の金労働組合の支持する看護
婦の労働時間制限に関する法案が下院に
提出されてゐました。この時ドレーパー
女史と、看護婦会の「ガイザイ」であ
つた「アイリス・ブルック」女史との指導
の下に、組合の看護婦さん達が歴史的な示
威行進を行いました。看護婦さん達は
「われ等純白のユニフォームに身を固め、
顔が分らないように黒い黒いマスクを
つけ、労働時間短縮の要求をかかげた
ラカードをサントイッチマンの手に持
たせ、体の前後にぶら下げるといつた、あざ
しいでたちでロンドン市中を練り歩い
たといふ事です。同時にパンクラスの公金
堂ではジョージ・ランズベリー議長の下
に抗議したとか、組合の集りに出席した
とか、或はただ単に組合に入つたとか云
ふだけで、多くの看護婦が犠牲になつた
といふ事実が、この組合の歴史にはいつ
ばいに綴られてゐます。これらの困難を
たたかつて婦人組合員を組織するために
活躍したのは、組合発足当初からこの仕
事に従事した「アトリス・ドレーパー」女
史、一九三七年度本部の執行委員に初
の婦人代表として選ばれた「カレン・ト
ウメン」女史、惜しいことに、この法

救済事業、保護施設の従事員組合
は、その後救済法の撤廃、國家的保健サ
ービスの奨励等英國の保健機關の拡充
にともなつて、再三名称を変え、一九
四六年には完全な合體して保健サービス
従事員組合をつくりました。しかしそれ
からも、一九四八年、見習中の看護婦の
昇給が放棄された時には、男女の組合員
が「トランフルガ」広場から「ハイドパーク」
への大行進を行つたなど、看護にたずさ
わりの人々の労働条件を改善するための努力
が絶えず続けられてゐます。(英國労働組
合会報「Industrial News Letter
for Women」)

働く婦人と結婚の問題

この号で特集した「働く婦人と結
婚」の問題については、実際にい
る経験されてゐる方や御意見のあ
る方が多いことと思ひます。
ここに掲載した記事に関連して読
者の方々の御意見をお送りくだ
さい。誌上討論として発表いたします。
編集部

実例・職場は結婚者をしめ出す

たゞ、結婚資金を貯けるにしろ、結婚
代金のしたより方ではあるまいか。今
目では大部分の職業は、未婚婦人に拘
らず男子と等しく女子にもひらかれてい
る。しかし銀行ではそうではなく、女子
は機会においても資金においても差別特
遇を受けてゐる。何故であらうか? そ
れは結局銀行にとつて、若い女子を三三
年の間使つて、給料が高くなつて来た
結婚でやめさせて、低い初任給で雇
学校を出た群りの少女におきかへる方が
安くつくからである。しかも女子は結婚
でやめるから、男子と同じ教育と、同じ
地位を与えることは無駄だと考えられて
いる。しかし今日、経済的立場から、結
婚しても離婚できる婦人は少ない。

このような状態では新しく銀行に入
うとする者もあつちよせざるを得な
い。何故なら銀行側が戦中資金をよく
しなければ中々人手を集めることがで
なかつたのと同様、雇われる婦人の側
でも銀行を解雇されてから他の仕事を
探してもたやすく見付からないからで
ある。

戦中中絶の男子のアシスタントとして
行き届いた働きぶりを示した婦人は、そ
の当時と戦後暫くの間は口を極めてほ
めやされた。それならば結婚による差
待遇、男女の不平等はもう廃止され
べきである。このような規則や企業
のみに固執する考え方は、時代感の
立派なところはない。(英國労働組
合会報「Industrial News Letter
for Women」一九五三年四月号)



婦人のあゆみ (4)

婦人労働運動のあゆみ (一)

帯刀貞代

日本の女子労働者のあいだにおける、自己解放のた... 甲府山田町の両宮製糸工場、およそ一〇〇名の女子労働者が、蚕糸業組合の新規約で、労働時間を午前四時三十分より午後七時三十分までの十五時間とし、賃銀も一〇銭方減せられたのに憤慨して、近くの寺に立てこもり、勝利するまで闘ったにはじまる。

製糸は我が国にもつとも早く発達した工業のひとつであり、十八世紀の後半から全国的になり、幕末に開港してからは、わが国最大の輸出入貿易品となったのである。明治五年には、はやくも群馬県の富岡に、官営の模範製糸工場がつくられた程であり、明治十五年製糸業が日本産業に占めた比重は、工場数において五二・五％(総数二、〇三三工場中一、〇六八工場、労働者数において六一・三％(六一、〇五二人中三七、四五二人)であつたので、わが国最初の工場ストライキが製糸工場において、女子労働者を中心に闘われたことは理由のないことではない。

つづいて明治二十七年(一八九四)、大阪天満紡績会社、技師、工務係長ら三名を排斥し、その解雇を要求してストライキが起つた。このときは「食堂を占領し、内部より釘を以て三方の戸口を閉じ、只北の一方

を通路として、数に見限番をおき、交替のため出入する職工を引き入れ、強て同盟に加えんと脅迫せしめのみならず、遂に該戸締を蹴破り、焚火をなす等不穏の状を呈し」ついに「警官の御出眼もあり、旁々取鎮りたるに付、寄宿職工のみを以て、第二工場運動をはじめしに、間もなく返事の如何を問合すために再来し、食堂近傍を徘徊し、又も工場就業職工を脅迫するにより、無類同工場も共に休業」するに至るといふ、執拗な闘争力を示した(当時會報編輯より)の尋問にたいする同社取締役の答弁書による)。

このほか、細かくひろえれば三十八年埼玉製糸業吉田嘉助方女子労働者一二二名の賃銀値上げ要求スト、日露戦後の恐慌のなかでの東京の煙草工場、甲府製糸工場、鐘紡三池支店、三重紡等の争議をあげられるがこれら明治期の女子労働者の闘いについては、しばしばその動機が行動的・感情的である点が指摘されるが、ことに最近大河内一男氏は「黎明期の日本労働運動」において、これら女子労働者が「何れも農村からの短期の出稼女工であり、無知と無自覚と無抵抗とが特徴をなしており、三重紡の争議などの例もみられるが、全体としては、この時期の労働運動からはとり残されたといつてよい。」(二二三頁)とせられる。

たしかに明治期の労働運動、とくに女子労働者の運動は、当然のことながら、未だ組織的な闘いとはなり得ず、みずからの解放の理論をもつところまでは発展しなかつた。横山源之助の「日本の下層社会」や、農務省の「職事情形」や、細井和喜蔵の「女工哀史」等の記録が物語るように、余りにも苛酷な労働条件の下では、さきの二十七年天満紡績争議のあとで、東京工業学校講師鈴木純一郎氏が「抑々同盟罷工の起るや、起るの時に起らずして、起るべきことを忍びたる余りに於いて起るが如し。故に最終の原因を以て断定すべからざるものあり。」と指摘されているように、労働者自身、あるものは賃銀が不満であるといひ、あるものは監督者にやめて欲しいのだといひ、要求も必ずしも統一されていなかった。また治安警察法等の野蛮な弾圧によつて、労働者の自覚はともすれば芽生えのうちに摘みとられ、折角闘争に起ち上りながら、順当な発達をゆるされなかつた、というべきであらう。なおこの間における女子労働者の発展を、数的に示せば次表の通りである。

大正三年から七年まで五年にわたる第一次世界大戦のあいだに、日本資本主義は、量的にも質的にも、飛躍的な発展をとげた。

Table with 4 columns: Year, Total Number, Female Workers, Ratio. Data for 1915, 1928-32, 1933-37, 1938-42, and 1943-47.

大正元年八月、鈴木文治氏を中心に、十五名の労働者が集つて友愛会を結成した頃は、他には、印刷工で組織された職友会がある位のものであつたが、大正八年には全園に七十一の組合が生れ、以後九年に二七三、十年に三〇〇、十一年に三八七、十二年に四三三、十三年に四四七と年々増加の一途を辿つた。この間女子労働者の数も、相対的には男子労働者の増加に及ばなかつたが、次表のとおり、一五六倍に増加し、数値においてはなお少なかつたとはいへ、機械器具工場における進出は四・一八倍を示し、金属、窯業、化学産業への進出が目立つた。

Table with 4 columns: Year, Total Number, Female Workers, Ratio. Data for 1915, 1928-32, 1933-37, 1938-42, and 1943-47.

それまで繊維産業が圧倒的な比重を占めていた日本の産業構成は、機械・器具・造船業等の進出によつて、重工業労働者の比重を増し、労働者総数中にしめる割合は、大正三年の一九・二％から大正八年の二七・八％へ増大し、しづがつてこのことは、日本労働者の性別構成における男子労働者の比重をも大ならしめ、大正三年労働者総数中三七・五％であつた男子労働者の比重は、大正七年の四五・八％へ増大した。一方生産の集積・資本の集中の発展は当然大規模工場への労働者の集中となつてあらわれ、一〇〇人以上の規模の労働者数が、全体にたいしてしめる比重工場のは、大正三年一七％から八年の二二％へと増加し、これらによつて、この大戦は、近代の工場労働者・近代のプロレタリアートを大量に創出し、それも単なる出稼的家計補充的女子労働者ではなく、終身的な重工業成年男子労働者の創出、ならびに近代の大規模工場へのその集中等によつて、ここに労働力の組織的結集のための根本的な前提条件を準備したものとされ、しかも大正六年ロシア革命の影響を翌七年の米騒動の騒動とは、日本の労働者に階級としての自覚を促し、組織

Table with 4 columns: Industry, 1915, 1928-32, 1933-37. Data for Textile, Metal, Machine, Chemical, etc.

こうして、この期の一般的な労働運動の昂揚が女子労働者に影響を与えない筈はなかつた。いま手元にある期の組織された女子労働者についての正確な数字をもたないが「大正三年六月、東京モスリン紡績会社に男女職工一〇〇名の不当解雇がおこり、職工は工友会なるものをつつて対抗し、ついにストライキとななり、幹部は友愛会本部を訪うて、事情を訴へ助力を頼

婦人労働者の比重

事業婦人労働者数 (戦前戦後比較) 一商工省工場統計表

そしてこの期においては、その要求も他産業同様、組織的なものも多く、ことに大正八年争議は、折からの物価騰貴に際して、賃銀三割乃至五割の値上げを要求するものも多く、八時間あるいは十時間労働制について、殆んど全部が旗印として掲げている。

荒春の婦人群

雲田謙吉

或る学者が「いかに文化が向上していても、いかに文明が発達していても、その国家に公然たる婦人の荒春行為が許されているならば、私はその国家に対して限りない憤慨と痛悔の念を抱かざるを得ない」と言つた言葉を何かの警物で聞いた記憶があります。そして私自身もこの言葉に衷心からの共鳴を覚えます。

私は労働関係の仕事、しかもいわば最も一般社会の中に直接関連を持つ現場職員として八年間働かせて貰つた。そして特に荒春行為に生きる婦人界に対する関心を強めつつ、一つの労働問題社会問題として監視をつづけ、私の責任と立場とに於て可能な限りの検討分析を重ねたのであります。しかしこの問題は私が当初に考えていたような、簡単にして明瞭な結論を容易に得られるものではなく、この問題に深く取りくめば取りくむだけその内容が複雑化し、怪奇な社会の裏面というものの迷路にあがきかたなくなるばかりであります。

私の所管区域内にも荒春婦を主体とした二、三の労働組合の結成を見ています。私は全力を捧げてこれが助成に努め、この組合の活動は運動の展開に期待をかけているのである。

りますが、私たちが力をそそげばそれだけで、いろいろの障壁、圧力が無形の姿となつて反発して来るのです。この力は私たちではどうすることもできない程の強いものであります。強いてこれにうち勝とうとするならば当然私の職を捨てる必要とするでしょう。私はこれを今の社会に於ける「闇の力」と言つています。そしてこの見えざる「闇の力」は残念ながら益々強まつていく契機にあると思ふのです。

荒春という非人道的な婦人の行動を正しいと言ふものはありません。それなのに現在の社会には幾千幾万の数多くの荒春婦人が潜在しているばかりでなく、「接客婦」という名のもとに公然とこの婦人界にいるのです。荒春婦と呼ばなければそれで好い、接客婦と呼ばればそれで問題は解決するやうな政治の在り方、社会の通念というものが社会正義をばかす根本的な理由があります。接客婦という名称を冠して政治家も学者も官僚も、あらゆる社会の指導に当る有識者もこの荒春行為の婦人界に対する真剣な態度を抛つてゐるのではありません。私は敢えてこのことを大胆に言います。全国各地では駐留軍基地は別問題として、土地の観光施設とか繁栄対策とかを理由に荒春行為を前提とする婦人界を求めています。現に松江市でも私たちが極力反対したにも拘らず「芸妓路地所」設立が許可され、近く具体的表面化することになってゐますが、何と美名を冠せられようと、その必要が認められよう、いかにこの荒春行為が前掲とした婦人界に相違ありません。

「婦人と年少者」三巻に所載された「身防防止運動の今昔」及び「荒春婦並びにその相手方についての調査」は私に大きな資料を提供されました。しかしこのような貴重資料も現実社会への対策として活用されねば何等の価値もありません。私は現実社会のあらゆる階層を通じてすべての人々が人間の真実を立脚して、荒春婦人界を無くする具体的行動の機縁となる日の迫かならんことを期待するものであります。

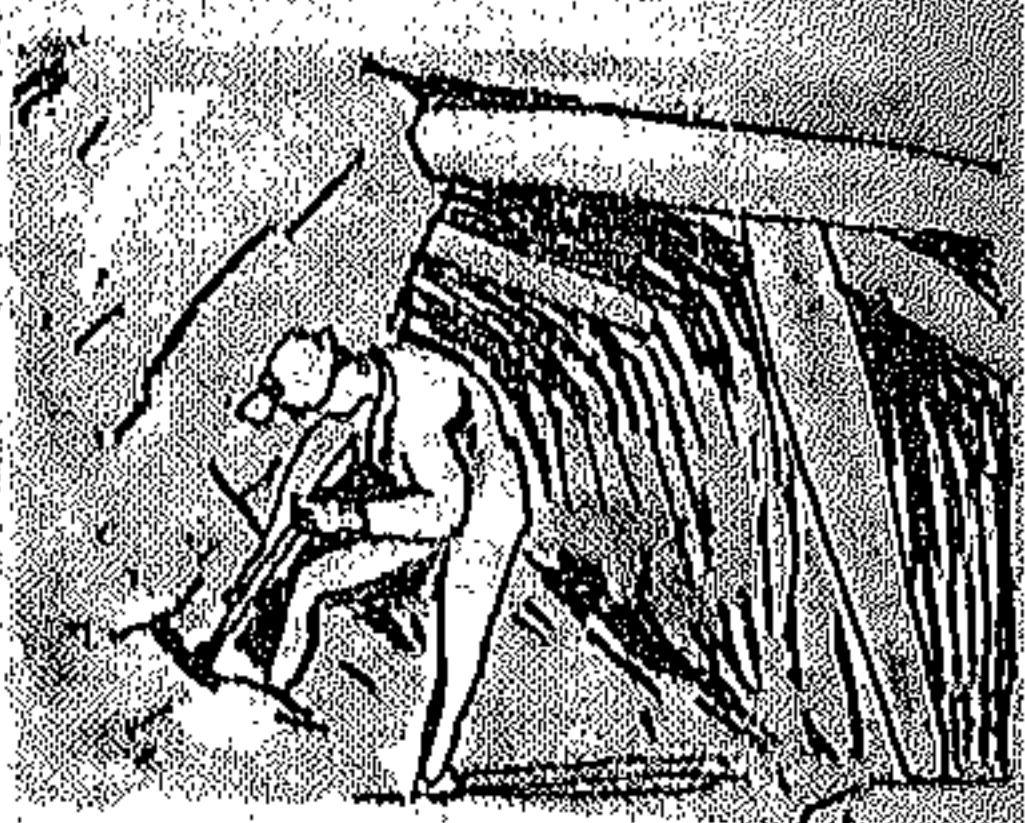
私の親類な経験から言いますならば、現実に荒春婦人界の中に於ける個々の婦人が、人間的に無自覚であり知性が欠落してゐるとの結論を持つことに躊躇しませんでした。少くとも私の知る限りには彼女たち自身きびしい自己批判と反省に悩みつつも「生きんがための最後の一路」として闘っていることを否定できません。言うなれば現在の社会契機が彼女たちをして荒春婦人界たらしめ、荒春行為に陥落せしめたものであり、一度この世界に転落したものは特殊の場合を除いてそのほとんどが「闇の力」のために再び正常な社会人たることができない。それはさながら蜘蛛の巣にからまれ小蜘蛛のやうだと言えるでしょう。私は先づこの「闇の力」をせん滅することこそが現在の社会から荒春婦人界をなくする決戦手段だと確信しています。

社会主義革命を遂行した山共には荒春婦がないと言われすが、私はもつと深く中央の政治経済、社会政策等について知識を得たいと念願してゐます。現在私としては、私自身があらゆる社会悪に対する血みどろな闘争を展開する外途を求められぬと考へます。そして正義に味方する社会の人々と共に今の社会浄化のために身を懸する決意をいよいよ固めます。結局階級力の力や法律をもつてしては到底解決される問題ではないからであります。この荒春行為の根絶は、

はじめに

北海道や九州の場合は、企業の大にかかわらず鉱山労働者の主婦の問題が大きくとりあげられたので、最近比較的指導も行届こうとしている。然し戦争中の需要から初めて芽を吹き、細々経営をつづけているような草深い東北地方の鉱山は、こうした華やかな陽光も浴びることなく、そこに働く主婦達の存在も殆ど埋もれている。又人身売買の多い単作地帯の貧しい東北産米の中、どのような位置と関連をもつものであろうか。このような観点から東北の中でも更に目立たない本県の鉱山についてその報告をまとめる事にした。

本県の鉱業は重要産業の一つになつてゐる。その生産は石炭、石油、硫黄、金、銅等で県内に散在する事業場数は、千人近い大規模のものから、十人未満の極めて小規模のものを加えると一八〇、そこ



山形県

鉱山労働者の主婦の問題

—単作地帯及び地方鉱山労働者との関連のもとに—

山形婦人少年室

に働く人の数は八、〇〇〇人である。その中七割強が世帯持で、一家族を平均五五として「実数は六、三三」約三万人の人が本県の鉱山によつて生活をしてゐる事になる。これらの鉱山の多くは僻地にあつて、そこに働く人々の家族の住居もいわゆる鉱山部落にある。

鉄道地点からバスを待ち、トラックを利用して更にその先は車も通わず、山道を一里、二里と歩かねば現地に到着出来ない地点も少なくない。季節のよい時は別として、十月にはもう雪が降り出し初夏の五月末にもまだ残雪を踏む山の傾斜道、こうした僻地に家庭の主婦として大切な内助の仕事果しつづけるに勤めてゐる婦人の大きな力を、とすると私達には忘れがたではないだろうか。夫と共に常にその現地に住み、その坑内の労働や作業所の仕事を身近に見守りつづける家庭を支える主婦達は、一般には意識が低いといふ人達であるが、意識の下に固く

のち七割強が世帯持で、一家族を平均五五として「実数は六、三三」約三万人の人が本県の鉱山によつて生活をしてゐる事になる。これらの鉱山の多くは僻地にあつて、そこに働く人々の家族の住居もいわゆる鉱山部落にある。

に働く人の数は八、〇〇〇人である。その中七割強が世帯持で、一家族を平均五五として「実数は六、三三」約三万人の人が本県の鉱山によつて生活をしてゐる事になる。これらの鉱山の多くは僻地にあつて、そこに働く人々の家族の住居もいわゆる鉱山部落にある。

第1表 対象主婦の年齢

年齢別	実数	%	平均数
総数	60	100	3.8
20~24	8	13.3	1.3
25~29	7	11.7	2.8
30~34	8	13.3	2.5
35~39	16	26.7	4.3
40~44	6	10.0	4.4
45以上	10	16.7	6.5

【補】 主婦の平均年齢 35.5 歳
子供数最高 9 人

（イ）主婦の年齢
一般にその年齢が若く、二十四歳より若い主婦は五割にすぎない。これは夫の弟で嫁を迎えている者が、この外に四組あつたが、住宅その他の関係から兄と同

心をつたつた者にとり、若くして結婚し、生活の努力があつて育つ子供達であり、支えられる家庭ではあるが、
がつちりと力強い生活態度を内に感じながらも環境的に閉ざされがちな主婦達の生活は、この主婦達と共に考へたい。適宜な協力とあるならば、
仙ひるに相違ない。村とつて地道なこの主婦達に期待をもちながら以下調査の概要を紹介する。なお調査方法としては、県内でも僻地の鉱山部落を訪ね、その現場で世帯数の二割を無作為抽出して住居に立寄り、主婦と面接の上調査を行つた。従つて、調査対象は全部が夫婦であつて、女世帯は含まれていない。

一、主婦並びに配偶者について

第5表、山を下つての
就職業

	職 種	實數	%
女 子	女 中	6	60
	織維關係員	3	30
	理髮見習	1	10
	計	10	100
男 子	製造業工員	6	50
	大工見習	2	16.7
	農業作男	2	16.7
	印刷見習	1	8.3
	鍛冶見習	1	8.3
	計	12	100

い身売りの問題と関連して、かかる地域就職は特に考慮が払われねばならない問題である。現に本県鉾山からも特に事業不振の時期において身売が判明している集村からも充分

尙健康は最近漸減を示してはいるが、然し冬の長い季節に加えて、その住宅が所謂ハーマニカ長屋のため、採光は入口だけ、或いは入口と、その正面に窓があるだけで、その上に冬期間雪囲いを施すため食生活の問題と併せてまたまた考慮の余地

第6表 母親の教育への関心

希	望	実数	%
総	数	60	100
大学迄やりたい		2	3.3
高校・短時制高校迄		19	31.7
義務教育		35	58.3
迄でない		4	6.7

註 男子が高校なら、女子は新制
 中学でよい。
 女子は義務教育修了後津越く
 らいは留むたい。
 男子が大学なら女子は高校で
 よい。婚期がおくれるから。

(口) 就労者について
家族中の就労者は六〇世帯中、夫のみの場合五三％二人働いている世帯二八％三人働いている世帯一八％となつてゐる。これは常用の就労者であつて臨時的就労は含まれていない。この間の、主婦の便りを待たず、幼い子供達の世話にいへりながら、現在に至つてゐるという事情も推察出来ないわけでもないが、草深い鉾山生活の現実の一面でもあらう。
女中というものの中には喫茶店というものが含まれているが、本眞に跡を絶たない便りを待たず、幼い子供達の世話にいへりながら、現在に至つてゐるという事情も推察出来ないわけでもないが、草深い鉾山生活の現実の一面でもあらう。

家族数の平均は六、三人であり最も多い数は十人である。六〇世帯の中、舅姑を有する者四、姑のある者三、義妹義弟をもつものが九となつてゐる。生家を出て二世代を鉢山に住みつこうとしてゐる者も見受けられ、山深い鉢山郷、土着して出稼ぎ的な傾向を脱している。嫁姑の關係もここでは根深い因習は見受けられない。主婦達の義弟妹が世帯を持ちながら、或いは婚姻にありながら兄の家にあつて共同生活をしてゐる者の案外多いのは、主婦の家庭自体にも、又義弟（妹）自体にも経済的不足が推察された。

次に成長した子女の就職の問題であるが、地域的に限定された求職状況から生ずる余剰労働力の潜在と同時に、又山を下つて就職してゐる者もふえつつある。県内又は県外に、遠くは東京、北海道まで往込となつて働きに出ている。就職の経路についても安定所利用は少く、且つ最近の事であつて、大部分は縁故就職であるが、縁故から縁故を迫る不安定さがある。この際充分あり、女中として就職した者の中にも行方不明だと答えたものもある。縁者を頼つて上京して働いていたが、ここ二年近く音信不通であるという。この

二、家族について

① 取旗数

遠の内助の働きは相違なく、山の利用や家園の処理の外に雑役として櫛く事を望んでいる數も少くない。なお嫁を出て就勞している者は六〇世帯中十三人である。

分注意すべき事である。應領遺財も本人の意思というよりは、口がめれば、どこでも一応受入れるという態度におかれやう。これは豊村より更に一層、應まれば、ない点がある。主婦自身も、はつきりとな何の仕事がいいなどとは決められない、職がありさえすればよいのだから、と次々と成長して行く子供達の姿を見返りながら語るのである。

(ハ) 健康にしよう

三、子供の問題

(1) 学校教育への希望

、学校教育をどの程度まで望むかという問に対して、主婦の六割近くが義務教育でよいと答え、約三割がそれ以上の教育をうけさせたいと答えている。然しこれは問に対してのその時の回答であつて、現職労働者の家庭で現在中学校に出しているのは大名にすぎなかつた。これは都市の各家庭から通學させるのとは異なり、町に寄宿させねばならず、多額の旅費を要するのであつて、希望と現実が既に食い違つてゐる。教育に熱心な親達が二棟に心配してゐる事は、社会常識から隔離された状況におかれたまま、連れがらになつて子供達の事である。山に閉まれ、山の生活以外は知らない子供達は稍も妻も知らないし、牛も馬も見た事が無い。書物や話で覺えても中々ピンと来ない。修学旅行に出かけて、はじめて馬を見て、

子供の問題

(イ) 学校教員への希望

、學校教育をどの程度まで進むかという
間に対して、主婦の大體近くが義務教育
でよいと答へ、約三割がそれ以上の教育
をうけさせたいと答へている。然しこれ
は間に対してのその時の回答であつて、

第2表 主婦並に配偶者の學歷

學歷別		總數	旧中等學校	高等小學校	尋常小學校	退學未就學尋常小學校中
主婦	集數 %	60 100.	7 11.7	10 16.7	87 61.6	6 10.0
配偶者	集數 %	60 100	11 18.3	18 21.7	31 61.7	5 8.8

第3表 生家の職業

藥種	総数	鉋藥	農藥	商藥	勤人	雑役	その他
主編	実数 6024	24	5	8	2	2	
編	% 100	40.0	40.0	8.4	6.0	3.3	8.3
配偶者	実数 6031	20	—	2	7	—	
	% 100	51.7	88.8	—	3.3	11.7	—

(ハ) 生家の職業

あり、未就学及び學齡小學校中退が一割を數える事は、その配偶者の場合と考へて合せて見ても、辺鄙な鉱山生活に由來する事の少くない事をうなづかされる。

又、義務教育未終了の人の殆どが四〇歳以上である事、畢業者が年齢の高い層に偏している事等から、僻地にも教育の力の漸次浸透されつつある事の一端が伺われる。中等教育を受けたものの場合には、男女共その父母が鉱山の現業であつたといふものは少く、四名を數えるにすぎない。僻地から山を下つて都市に子供を下宿させて中等教育から受けさせねばならぬという不便さが、ここでもよく現われている。尙中等教育をうけて現場に労働するものも多くは、都市工場で人員整理をされたもの、或いは復員して来て就職したものであり、鉱山現場の學歷は義務教育の線に止まるの感が深い。

第4表 職歴について

職 種	主 婦		配偶者	
	実数	%	実数	%
主婦	専業主婦	9	15.0	
	専業主婦	1	1.6	
	専業主婦	2	3.3	
	専業主婦	2	3.3	
	専業主婦	14	23.2	
工 員	パート・アルバイト	9	15.0	
	パート・アルバイト	2	3.3	
	パート・アルバイト	11	18.3	2 3.3
専業主婦	専業主婦	1	1.6	
	専業主婦	2	3.3	
	専業主婦	7	11.7	
	専業主婦			1 1.6
	専業主婦			2 3.3
専業主婦	専業主婦			10 16.7
	専業主婦	9	15.0	
専業主婦	専業主婦	16	26.6	45 75.0

主婦の場合も大体同じ傾向を示しているが、鉾先の娘が鉾山労働者の主婦になつていくのと同様に近村の農家の娘が鉾山労働者の許に嫁いで來ている。東北の農業労働は鉾山の僻地の生活を充分に要入れて、それに順応して行く事が了解される。

商家の娘なども何らかの形で親が鉾山と仕事の關係をもつていたようである。岡巡查、教員、吏員などを親にもつ者の中には、戦後の時勢の激変に押流されてゐる者も見受られた。

要するに多少の新しい人の交流はあつて

現在、主婦並にその閑情者達が賣つてゐ、父母は、ぜんぜん農業についていたか。

第三表のように親も亦鉢粟労働者であつた者と農業が圧倒的に多い。東北の雇農と農業とはここにも深い関連を示している。雪深い土地の恵まれない農家の二、三男が新しい職場を開拓して鉢山に移り住み、狭い土地さえも持たぬ雑役から鉢山の仕事を求めて行く、こうした労働者の傾向が窺われる。

も、こゝには農業との密接な相済い相のつきが見られるのである。これを郷里の面から見ても同郷内の者で半ばを超え県内人としては九割以上となる。

(二) 職歴

主顧連の家庭に入る前の職歴についてみるとその五八%が職場経験をもち、一五%が自家の農業に従事しており、家事労働や農薬手伝程度の経験者は二七%である。

職種は鉱山労働の経験の者が最も多く二三%となるが鉱山に働く父母をもつものが三分の一、農家から女子労働者として就職したものが三分の一となつてゐる。次に多いのは繊維工員の一八%であり、その生家は農家が多いが、四分一強はその親の職業が鉱夫となつてゐる。

配偶者の前歴についても農夫が最も多く一五%を占め、その他の転任者については経済情勢の急変から流れた少数であつて、全体の七五%が鉱山の環境にあつて就労してゐたものである。

このように農業と深い関係をもつた流

大きなあつくりして眼を見張る。本の絵を通して覚えていた馬では、大昔の比較など中々わからない。この学習は暗記と概念に陥りやすく、すべてにこうした苦心があるので、高校の入試などでも一苦勞だと子煩悩な主婦達は口を揃えて語る。

ここで、女の子に対する考え方であるが、男の子の教育に対する熱心さに対して相当違つた角度にあるように感じられることである。洋裁でも習わせてやりたい、よいお嫁さんになれるように準備をしてやりたいという考え方が、主婦の若い頃と思ひ合せて、娘には自分の充たされなかつた思いを叶えてやりたい、という甘い感情が新しい時代の激しい浪にゆられて、都市や農村においては、若い女性への考え方が著しく躍進したにもかかわらず、人里遠いこの地は、意外にも、その生活感情とは凡そかけはなれた時代感覚のずれを、主婦との面接を通して感ぜねばならなかつた。

娘が学校教育を長く受ける事は婚姻をおくらせるという願念や娘らしさという概念が、こんなにくまなく主婦達の胸にのび、低い消極的な姿で主婦達の胸にひそんでいた事は、重要な今後の主婦達への課題としてとりあげねばならないと思う。

(ロ) 娘を職業人として働かせるかどうか

主婦の娘への考え方は半数以上が娘を働かせないと思つてゐるが、働かせたいと思つてゐるものの中にも、

第7表 女の子を職業人にするかどうか

種別	実数	%
総数	60	100
働かせたい	24	40.0
働かせない	36	60.0
希望するなら	9	15.0
考えていない	1	1.7

第8表 職場経験あるもの(主婦)の娘が働く事についての考え

種別	実数	%
総数	35	100
働かせたい	12	34.3
働かせたくない	23	65.7
生活が苦しい時には働かせる		
家においても何にもならぬから働かせる		
働かせるにしても女中見習の様なもの		
働かせるのが良い		
働かせるも晩婚になつていけない		

このように思ひつゝなかつた。それだけに女子の現実の職場が未解決の問題を多く抱えている事を裏書きしている事にもなる。このように主婦達自身として働かせる事を好まないとしても厳しい現実を許さず、若い娘達で娘山の家庭に就つてゐる者は数える程しか見当らなかつたし、皆働きたいと希望している現状なのである。低層な夫の妹が職にもつせず、冷たく叱られながら、鈍い動作で台所をゴトゴト働いていた様子は山奥の娘山部落の生活だけに、一層惨めな思いが残されてゐる。

(二) 親の仕事(娘山現場)をやらせたいか

娘山の仕事に対する主婦の考え方として、子供達も夫と同じ仕事につかせたいかどうかをきいてみた。やらせたいという一応安定した考え方と、出来るならやらせたくないという主婦達はそれぞれの体験から娘山の長短を語つてゐるのである。

第9表 親の仕事をやらせたいか

種別	実数	%
総数	50	100
やらせたい	27	54.0
やらせたくない	20	40.0
その他	3	6.0

然し、それ以外にもやらせたくないという者の相当多い事は考えさせられる。長男以外は、やらせたくない、或いは長男がよければやらせる等と、労働力の過剰や娘山生活を批判している者も見える。概して娘山生活に入り切れない苦悶と、そこにひそむたさげなものの何割かがこのような発言になつてゐるのではあるまいか。

四、生活程度

自分達の経済生活をどう思うかという

第10表 経済生活について

種別	実数	%
総数	60	100
とても苦しい	11	18.3
少し苦しい	28	46.7
普通	19	31.7
まあ楽な方	2	3.3

間に対して、主婦達は案外あつさりしてゐる。現在の彼等の住居は薄暗く、いくらかの勝手道具の外には、目ぼしい家具も見当らぬ一部屋だけの主婦でも、とにかく家族が、その日その日に空腹を感じずに過せ、子供達が義務教育を終える事が出来るなら満足であると思つてゐるよう、明るい表情をしていた。

然し実際は掛買をして、先に先に支払いを減しがちであり、現金の不足から高いと知りながらつい掛買をして行くという悪循環を繰り返してゐた。その半数

第12表 主婦の希望

種別	実数	%
子供の教育に助成して欲しい	24	28.3
暮らしに楽にしたい	12	14.3
娯楽(映画等)がほしい	9	10.7
急病人の緊急措置がほしい	8	9.7
働いて収入を得たい	8	9.7
托児所がほしい	7	8.3
道路を修理してほしい	7	8.3
もう少し交通の便をよくしたい	5	6.0
僻地生活から解放されたい	5	6.0

組合を通じていながら、気兼ねして言つていたもの、又未組織で経験のないもの、とがあつた。賃金問題、生活を守るといふ事にはつきり結びついて、組合を考へており、組合への影響がこの主婦達の動きに響いて行く事が感じられる。従つて事業主の方でも家庭の主婦達には、一層の関心を示してゐるところがある。むしろ娘山の組合、比較的少い率を占める婦人労働者より、多い率を占める主婦の方、労働問題にひびく影響が大きいようである。これが最も現われる時は選挙の一環であつて、会社側の推薦したもの、具体的に答えたものもあるが、自分で決めるとの答えが大割である。選挙は生活に關係があり、大切だと、はつきり答えた者が約四割で、関心を持つてゐるが中々事情がわからないと、考え深さを示す主婦もあり、関心なしが〇・六割である。

六、主婦の希望

主婦の希望は、その一々が全部毎日の生活の中からはみ出る願ひであり、溜息であり、喜びである。そして、不便な山深い現地の故に持つ特殊な願ひも多い。そしてその切実な希望は、一般都市の主婦よりも一層深刻なものが感じられる。自転車も通らぬ山道の凹凸道、壁に阻まれ壁もある山道、そうした中から生活の楽として行く者の苦難がよく解る。

五、社会的関心

身近かに作業現場に接し、夫の労働に

第11表 主婦の労働への関心

種別	実数	%
総数	60	100
あつたがよい	44	73.3
ない方がよい	1	1.7
わからない	15	25.0

ついでに認識が高められてゐるのか、組合は労働者に必要であるとの考え方が多い。わからないと思つたものの中にも、



元山近の山の端に相れた娘山労働者の墓



定時制高等学校の二三の型

勤労青少年に教育の機会を与えることは、個人的にも極めて重要なことである。

終戦後教育制度の改革によつて高等学校定時制課程や、通信教育制度が設けられ、働きながら勉学しようとする青少年にとつて教育の機会が極めて大幅に増大したことは事実である。

しかし、それにも拘らず働きながら学ぼうとする青少年の希望を十分満足させ得ない多くの支障が存在することもまた事実である。例えば定時制高校に行きたくても近くに学校がないとか、昼間の労働で疲れるとか、労働時間にしばられて学校の授業時間に間に合わないなど、いろいろの障害にぶつかつて、折角の勤労青少年のための教育制度も十分な効果をあげていないといひがたい。

定時制高等学校の中には、こうした障害を克服するために、高等学校の枠内において、いろいろ異つた教育方法を行つてゐるものもある。

次に紹介する三つの学校もそれぞれに異つた特徴をもつ学校であり、またそれぞれに一長一短もあるが、参考になる点も多いことと思われ。

○勝山精華高等学校

一、所在地 福井県大野郡勝山町勝山

二、沿革 勝山兄弟株式会社の子会社である勝山機業兄弟合資会社によつて、県下女子教育と郷土文化の向上を目的として、昭和十七年四月、財団法人勝山精華女学校として発足し、昭和二十三年四月定時制総合高等学校となり、昭和二十五年に財団法人を学校法人に改組した。

三、特徴 (1) 家庭の事情によつて進学できない子女に強力な高等学校の課程を修了せしめ、教育の機会均等を達成し、併せて職業界に技術と学業を兼ね備えた優秀な従業員を送ることを目標としてゐる。

(2) 雇用定時制で修業年限四年、男女共学一週三日の授業と三日の勤労で一般定時制高等学校の如く夜間授業の型をとらぬ。

(3) 学校は勝山兄弟株式会社と契約し、生徒のために勤労の機会を提供し、学費として必要な額を給与する。通学、便の不便な遠隔の地からも、就学する。

四、校舎敷地及び校舎 校舎敷地 二、〇五〇坪 運動場敷地 三、〇三八坪 校舎延坪 二、六一四坪

五、教職員数 専任教諭 男 女 計 二〇 七 二七 講師 男 女 計 五 二 七 書記 男 女 計 六 五 一一

六、生徒数 (昭和二十六年十月現在) 一年 二年 三年 四年 計 男 三三 六六 一〇一 女 二六 六六 九二 計 五九 一三二 一八二

七、雇用関係 生徒は学校と会社との契約に基づいて、当該会社で労働する者が殆んどで、この会社で働いていない者は僅かに七、八名である。

八、卒業後の雇用 特別の事情のない限り、卒業後も引続きその会社に就職でき、将来中堅幹部としての途がひらけている。

九、勝山兄弟株式会社について この会社は絹、人絹織物を製造しており、主たる生産品目は絹沙、羽二重、人絹、絹類、人絹半生等である。

一、所在地 広島市南區南町

二、沿革 昭和二十三年七月、広島市南區南町定時制課程設置。昭和二十四年四月広島市南區南町高等学校となる。

三、特色 (1) 金日制と定時制が併置され、昼間授業で修業年限四年。男女共学である。

(2) 勤労青少年に教育の機会を均等に与えるという趣旨から、勤労と勉学と健康の三者に特に留意し、比較的

勤労青少年に教育の機会を与えることは、個人的にも極めて重要なことである。

終戦後教育制度の改革によつて高等学校定時制課程や、通信教育制度が設けられ、働きながら勉学しようとする青少年にとつて教育の機会が極めて大幅に増大したことは事実である。

しかし、それにも拘らず働きながら学ぼうとする青少年の希望を十分満足させ得ない多くの支障が存在することもまた事実である。例えば定時制高校に行きたくても近くに学校がないとか、昼間の労働で疲れるとか、労働時間にしばられて学校の授業時間に間に合わないなど、いろいろの障害にぶつかつて、折角の勤労青少年のための教育制度も十分な効果をあげていないといひがたい。

定時制高等学校の中には、こうした障害を克服するために、高等学校の枠内において、いろいろ異つた教育方法を行つてゐるものもある。

次に紹介する三つの学校もそれぞれに異つた特徴をもつ学校であり、またそれぞれに一長一短もあるが、参考になる点も多いことと思われ。

○近江兄弟社高等学校定時制部

一、所在地 滋賀県瀬田市八幡町

二、近江兄弟社の概要 近江兄弟社はキリスト教の信仰団体である。明治三十八年二月、一柳米来留氏が八幡の土をふんだ事に端を発し、独特のキリスト教伝道団として、独立自給今日に至つたものである。現在財団法人近江兄弟社、学校法人近江兄弟社、株式会社近江兄弟社の三部門に分れてゐるが不離一体の關係にある。

財団法人近江兄弟社に於てはキリスト教伝道、医療(近江サナトリウム)、社会(近江兄弟社図書館)を、教育部門に於ては近江兄弟社学園(幼稚園、小学校、中学校、高等学校(全日制、定時制))の諸事業を運営し、産業部門は建築設計、薬品製造(メソソレータム、エプ・ワイック)をしてゐる。

三、近江兄弟社高等学校定時制部の概要 昭和二十三年近江兄弟社高等学校全日制部に併置を設けられたもので、働きながら高等普通教育を受け、自主的精神に充ちた個人及び社会人としてのキリスト教的人格を養成する。

四、校舎敷地及び校舎 校舎敷地 二、〇五〇坪 運動場敷地 三、〇三八坪 校舎延坪 二、六一四坪

五、教職員数 専任教諭 男 女 計 二〇 七 二七 講師 男 女 計 五 二 七 書記 男 女 計 六 五 一一

六、生徒数 (昭和二十六年十月現在) 一年 二年 三年 四年 計 男 三三 六六 一〇一 女 二六 六六 九二 計 五九 一三二 一八二

七、雇用関係 生徒は学校と会社との契約に基づいて、当該会社で労働する者が殆んどで、この会社で働いていない者は僅かに七、八名である。

八、卒業後の雇用 特別の事情のない限り、卒業後も引続きその会社に就職でき、将来中堅幹部としての途がひらけている。

九、近江兄弟株式会社について この会社は絹、人絹織物を製造しており、主たる生産品目は絹沙、羽二重、人絹、絹類、人絹半生等である。

一、所在地 広島市南區南町

二、沿革 昭和二十三年七月、広島市南區南町定時制課程設置。昭和二十四年四月広島市南區南町高等学校となる。

三、特色 (1) 金日制と定時制が併置され、昼間授業で修業年限四年。男女共学である。

(2) 勤労青少年に教育の機会を均等に与えるという趣旨から、勤労と勉学と健康の三者に特に留意し、比較的

勤労青少年に教育の機会を与えることは、個人的にも極めて重要なことである。

終戦後教育制度の改革によつて高等学校定時制課程や、通信教育制度が設けられ、働きながら勉学しようとする青少年にとつて教育の機会が極めて大幅に増大したことは事実である。

しかし、それにも拘らず働きながら学ぼうとする青少年の希望を十分満足させ得ない多くの支障が存在することもまた事実である。例えば定時制高校に行きたくても近くに学校がないとか、昼間の労働で疲れるとか、労働時間にしばられて学校の授業時間に間に合わないなど、いろいろの障害にぶつかつて、折角の勤労青少年のための教育制度も十分な効果をあげていないといひがたい。

学校 午前8時25分 午後1時12分 至午後4時40分

Table with 4 columns: School Name, Location, Description, and Graduation Year. Rows include 勝山精華高等学校, 広島観音高等学校, and 近江兄弟社高等学校.

第五表 全産業の男女常用労働者1人平均月間現金給与額及び男女比率 (1947~52年)

年	別	男子	女子	男子に対する女子の割合
1947年(昭和22年)		2,241円	972円	43.4%
48	23	6,188	2,640	42.8
49	24	9,980	4,488	45.0
50	25	11,148	5,184	46.5
51	26	14,051	6,486	46.2
52	27	16,782	7,588	44.9

第六表

性別	平均年齢	平均勤続年数	平均扶養家族数	総労働時間数
女	23.8才	8.2年	0.20	195.5時(1日平均8.2)
男	32.5	6.6	2.18	184.4(1日平均7.9)

注 1) 1949年11月個人別賃金調査
2) 1952年平均毎月勤労統計調査

—労働省労働統計調査部調—

第八表 旧制中学校卒業一般事務員1人平均1時間当り賃金額 京浜地区 (1951年10月)

年 齢 階 級	1 人平均1時間 当り賃金額		男子に対する女子 の割合
	男	女	
18才～19才	39.74円	37.87円	95.0%
20才～24才	48.86	48.29	98.5
25才～29才	64.77	50.78	78.5
30才～34才	81.07	56.66	69.8
35才～39才	94.82	62.86	66.0
40才～49才	107.24	69.54	65.0

労働省職業別賃金調査

注・全産業とは労働省毎月勤労統計調査に含まれる鉱業、製造業、卸売及び小売業、金融及び保険業、運輸通信及びその他の公益事業、建設業の総数という。

戦後、労働基準法の制定により「男女同一賃金」の原則がうたてられ、労働組合の職場民主化の運動、と相まって、働く婦人に対する「女であるが故」の男女差別待遇は次第に取除かれてゆきました。しかし男女の平均賃金には相変わらず大きな開きが見られます。その原因はいろいろ考えられますが、次にその状況について少し述べてみましょう。

毎月勤労統計調査によると、女子労働者の一九五二年、全産業における一人一月平均現金給与総額は七、五三三円で男子給与の二六、七五九円の四五%に当ります。これを産業別にみると「金融及び保険業」の女子給与が最も高く平均

は産業別にみて女子給与額が「一番高くなつていますが、これを男子の給与と比べると非常に低く、四五%です。このように必ずしも女子給与の低い産業は男子給与に対する割合が高いとは限らないことを示しています。」「煙草製造業」は男子給与の女子給与に対する割合は、四三%と低く、次に同じ製造工業に働く戦後の男女労働者の賃金格差についてみましょう。加

第七表 年齢階級別1人1か月平均現金給与男女比率

年齢階級	男子	女子	男子に対する女子の割合
総数	100	46.7	
15才	100	93.7	
16才	100	87.3	
17才	100	82.8	
18~19才	100	78.2	
20~24才	100	67.8	
25~29才	100	67.7	
30~34才	100	49.4	
35~39才	100	46.0	
40~49才	100	44.0	
50~59才	100	40.8	
60~64才	100	46.2	
65才以上	100	40.5	

—労働省1949年個人別賃金調査—

別一人一月平均現金給与額は、一五歳で、女子の給与は男子給与の九三・七%の比率をしめ男女給与の差は極めて狭かになつています。

一九五二年一〇月職業別賃金調査によると、京浜地区の一般事務員男女賃金格差についてみて同じ傾向がみられます。第八表の通り、旧制中学卒の「一八歳~一九歳の男子給与に対する女子給与の割合は九五%を示しています。しかしこの調査の一年間当りの賃金額は時間外増賃金の算定に用いる増賃金を除く前の基礎額なので、給与総額の場合はこの比率が少し下るものと思われる。

第一表 (1952年1月~12月平均)

産業別	女子現金給与額	男子に対する女子の割合
金融業及び保険業	10,987円	42%
煙草製造業	10,200	63
第一次金属製造業	9,761	50
運輸通信及びその他の公益事業	9,270	59
輸送用機械器具製造業	9,148	51
卸売及び小売業	8,888	46
石油及び石炭製品製造業	8,552	48
印刷出版及び類似産業	8,541	53
紙及び類似品製造業	8,188	37
専門機械・理化学機械・制御機械器具・写真機・光学機械器具及び時計製造業	8,048	49
電気機械器具製造業	7,988	48
化学工業	7,888	46

労働省毎月勤労統計調査

の産業を高い順に並べると第一表の通りです。次に最も低い産業についてみると「衣服及び身用品製造業」で一九五二年平均は四、七四六円です。これも全産業平均七、五三三円より低いものについて産業別に低い順から並べると第二表のようになります。

第三表 製造工業の男女労働者1人1日平均賃金及び男女比率(1926~1945年)

年	男子	女子	男子に対する女子の割合
1926	2.35	0.86	40.9
27	2.54	0.99	39.0
28	2.60	1.00	38.5
29	2.63	0.99	37.4
30	2.55	0.91	35.6
31	2.48	0.82	33.7
32	2.51	0.77	30.8
33	2.54	0.74	29.1
34	2.48	0.78	29.4
35	2.48	0.78	30.0
36	2.42	0.74	30.7
37	2.48	0.79	31.4
38	2.49	0.85	34.1
39	2.55	0.90	35.3
40	2.78	1.05	37.8
41	3.05	1.18	38.7
42	3.29	1.32	40.1
43	3.75	1.51	40.0
44	4.47	1.71	38.8
45	5.56	2.27	42.0

労働省労働統計調査年報 1951年版

戦後、労働基準法の制定により「男女同一賃金」の原則がうたてられ、労働組合の職場民主化の運動、と相まって、働く婦人に対する「女であるが故」の男女差別待遇は次第に取除かれてゆきました。しかし男女の平均賃金には相変わらず大きな開きが見られます。その原因はいろいろ考えられますが、次にその状況について少し述べてみましょう。

毎月勤労統計調査によると、女子労働者の一九五二年、全産業における一人一月平均現金給与総額は七、五三三円で男子給与の二六、七五九円の四五%に当ります。これを産業別にみると「金融及び保険業」の女子給与が最も高く平均

第二表 (1952年1月~12月平均)

産業別	女子現金給与額	男子に対する女子の割合
衣服及び身用品製造業	4,746円	38%
家具及び装飾品製造業	4,894	49
建設業	5,146	50
その他の製造業	5,569	44
木材及び木製品製造業	5,852	62
皮革及び皮革製品製造業	6,106	47
食料品製造業	6,118	88
紡織業	6,382	44
ガラス及び土石製品製造業	6,412	88
金属製品製造業	6,944	47
ゴム製品製造業	7,076	46
紙業	7,452	44
機械製造業	7,459	47

労働省毎月勤労統計調査

このように女子労働者の給与は男子の給与に比べると平均して大分低くなつています。では戦前の女子給与に対する割合が産業別にみて高く、その比率は六三%です。比率が最も低いのは「紙及び類似品製造業」の三七%で、女子労働者の多い紡織業は四四%と矢張り全産業の平均(四五%)よりも低率です。

このように女子労働者の給与は男子の給与に比べると平均して大分低くなつています。では戦前の女子給与に対する割合が産業別にみて高く、その比率は六三%です。比率が最も低いのは「紙及び類似品製造業」の三七%で、女子労働者の多い紡織業は四四%と矢張り全産業の平均(四五%)よりも低率です。

第四表 製造工業の男女労働者1人平均月間現金給与額及び男女比率 (1947年~1952年)

年	男子	女子	男子に対する女子の割合
1947年(昭和22年)	1,755円	851円	48.5%
1948年(昭和23年)	5,466	2,868	48.8
1949年(昭和24年)	9,845	4,077	48.6
1952年(昭和27年)	15,008	6,892	42.7

注 1) 1947年~49年は労働統計調査年報(1951年版)
2) 1952年は毎月勤労統計調査による製造工業出身労働者
3) 1950~51年は労働省職業別の数値がない

—労働省労働統計調査部調—

女子労働者の賃金について

一〇、九三七円です。全産業の平均七、五三三円に対して、これよりも高い給与

は産業別にみて女子給与額が「一番高くなつていますが、これを男子の給与と比べると非常に低く、四五%です。このように必ずしも女子給与の低い産業は男子給与に対する割合が高いとは限らないことを示しています。」「煙草製造業」は男子給与の女子給与に対する割合は、四三%と低く、次に同じ製造工業に働く戦後の男女労働者の賃金格差についてみましょう。加

ILOアジア地域会議開催について

歴史的な国際会議として注目を集めていた国際労働機関（ILO）アジア地域会議は、九月十四日から二十六日まで十三日間、わたり、東京丸の内東京会館で約二十か国の政府、労働各代表および国連傘下の各機関、自由労働、世界労働等の代表等約三百名が出席して盛大に開かれました。

会議に参加した国および国際機関は次のとおりです。

参加国 アフガニスタン、オーストラリア、ビルマ、セイロン、中国、カンボジア、コロンビア、フランス、インド、及びニューカレドニアのフランス領、インド、インドネシア、ラオス、マレー連邦、香港、イギリス、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、シンガポール、タイ、ネパール（オブザーバー）、アメリカ合衆国（オブザーバー）、ポルトガル、グアテマラ、フィリピン、日本、

国際機関 ILO理事会、国連、ユネスコ（国連教育科学文化機関）、WHO（世界保健機関）、FAO（国連食糧農業機関）、IMF（国際通貨基金）、国際復興開発銀行、南太平洋委員会、技術協力局、国際協同組合連盟、南北アメリカ労働者連盟、WFTU（世界労働組合連盟）、IFCTU（国際キリスト教労働組合連盟）、I F A P（国際農業生産者連盟）、IOB（国際経営者機関）、ICFTU（国際経営者機関）

会議には次のとおり一つの報告と三つの議題があげられています。
(1) アジアにおける技術援助活動を中心とする事務局報告
(2) アジア諸国における賃金政策問題
(3) アジア諸国における労働者の住宅問題
(4) 職業指導と職業訓練を含めてアジア諸国における年少労働者の保護に関する措置

右の議題のうち「職業指導と職業訓練を含めてアジア諸国における年少労働者の保護に関する措置」の問題は、アジア諮問委員会の提議に基づいて、ILO理事会によつて今回の会議の議題にあげられたものです。

今回の討議の準備として年少者の職業指導と関連してアジア諸国における年少労働者の保護に関する技術会議が一九五二年十二月一日から十日まで、セイロンのカンディイで開かれ、わが国からは当時の婦人少年局年少労働課長工藤誠氏が出席され、会議の報告の概要は、すでに本誌の三号に掲載されています。今回の会議の年少者保護に関する議題の討議はこの予備会議で行われた討議の結果に基づいて行われるものですが、討議の要点としては、A、一般教育と職業訓練、B、職業指導及び職業紹介、C、児童と年少

者の雇用に関する規定の拡大、D、計画の遂行の四つの大項目に分れ、いずれも極めて重大な内容を含んでいます。

労働基準法解説

列車食堂の乗務員のうち食堂車従事員については、飲食店の事業の従事員として取り扱う

留三三三二基収一〇〇六

日本国有鉄道の旅客に対する供食面のサービス機関として日本食堂株式会社は事業を行つています。そのうち列車内営業については昭和三十四年列車食堂が復活するまで車内販売を行つており、労働基準法上は物品販売の事業として取り扱われてきました。ところがその後食堂車が次第に増加し、現在の列車食堂には食堂車従事員（うち女子二五五人）と車内販売従事員（うち女子一三九人）の二種類があります。そこで食堂車従事員と乗務車内販売従事員がその業務について明確に区別され、例えば食堂車従事員で車内販売の業務に従事することがないと、食堂車従事員のみを区別して労働基準法上飲食店の事業として取扱うこととし、午後十時から午前五時までの間における深夜業も差し支えないこととなりました。

乗合自動車女子車掌の深夜業

労働基準法で午後十時から午前五時までの間は深夜業として婦人の使用を禁じています。これに対し緊急非常の場合及び病院旅館等の婦人労働者については、

この会議が社会的、経済的に後進国であるアジア地域の年少労働者保護に劃期的な成果をもたらすことを期待します。

右の深夜業は差し支えないことになっていますが、今一つの例外として労働基準法第六十二条第三項の規定により、交替制をとる事業の場合、午後十時半まで労働させることができる定めになっています。ここで交替制とは、単に事業が二交替又は三交替で運営されていることを意味するものでなく、その労働者の労働時間が交替する制度を意味するもので、これについては、紡織業のように同一労働者が一定期日ごとに昼間勤務、夜間勤務と交替する態様を交替制として午後十時半までの労働が認められてきたが、さる七月六日附労働省労働基準局長名による通達により、バスの女子車掌で定められた連行表に基き、毎日異なった勤務時間に就業し一定期間勤務の後再び最初の勤務形態に帰るときは、さきの交替制に該当するものとして午後十時半までの就業を認めることになりました。

勿論交替制により午後十時半まで女子を就業せよとするときは労働基準法監督長の許可をうけなければならないのでありますが、前述の交替制を行ふバス事業のすべてに許可を与えることは色々の弊害が考えられるので、監督局長は許可に当たっては、毎週少くとも二回の休日を与えられていること及び午後十時以降に及ぶ勤務日が平均二週一回以下である場合だけに限り、その他の労働条件及び該当労働者の通勤事情等をも充分考慮することになっています。

大分県日米合同協議会
大分市
合同協議会
由布院町
長崎県佐賀県
日米連絡協議会（佐賀市）対象
長崎県佐賀県
なほ、協議会設立準備中の県は、この外にも数多くあつて、設立次第報告をうけている。次にこれらの協議会の組織メンバー、組織事項の一例として、富士留置場地区のものあげておく。

荒春問題その後

本誌五号所載のように去る六月、日米合同委員会による関係官庁次官の連名通達が送られてから二か月を過ぎたが、具体的にどのような進展を示しているだろうか。私たちは新聞紙上で、各方面の発言行為に対する取柄が強化されていることを思わせる多くの記事に接している。又、各所の基地においては、荒春による利益者たちの悲鳴に近い取柄り緩和の訴えの声をうかがって現われている。

一方、さきの火信連名通達にもついで、各地方では「地方連絡協議会」を設けて、この問題の合理的な解決のための一歩を踏み出している。しかし、オフリミット下の富士山麓を視察した合同委員会風紀対策分科会日本側代表の外務省国際協力局長は、地元における日本人側の非協力的態度が、解決を困難にしていることを指摘している。次に地方連絡協議会の一覽表と、荒春問題に関する二、三の記事を拾つてみる。

★荒春に関する小委員会

七月八日午後参議院法務委員会、宮城タマヨ議員が提案した「荒春に関する小委員会」が採決され、穂積一（自）、小野義男（自）、加藤武徳（自）、一松定吉（改）、宮城タマヨ（緑）、補見義男（緑）、赤松常子（右社）、棚橋小虎（右社）、の八委員が決定した。同委員会は国会休会中も審議を継続し、第一回会議は八月十

日関係官庁の保護をうける開かれ、委員から法務省に対し、刑罰禁止法を政府から提出してほしいということ、および各関係官庁間の連絡会議を持つてほしいことなどの要請があつた。

富士山麓基地の浄化、地元では反対
駐留軍当局がオフリミット地域を設けたのは富士山麓基地のうちの東の静岡県一帯で、各キャンプの周囲二マイル、その中には「基地の女」の増殖部落がほとんど入るので、基地浄化のテストケースとして効果を期待する外務省では、国際協力局長を現地調査に派遣したところ、到るところでオフリミット解除に賛成に会つた。これは、地方政治のボスたち例えれば村長や村議が、パンパンや煙草を燃やしているためで、夜の女たちだけだなく、これらの浄化に逆行する腐敗分子があることがよくわかり、浄化の前途の順りなきが思われたという。つにはこの問題と真剣に取りくむ主管官庁がはつきりしていないことが問題の解決を困難にしている大きな欠点であるので、近く関係方面と協議することになつた。

次官連名通達にもついで作られた

「地方連絡協議会」所在地一覽
（昭和三十八年八月二十日現在）
北海道 道庁単位のもの未だなし。
日米親善合同委員会（在千歳千歳町）を以て肩代りさせる旨決定。
（青森 未設）
（山形 未設、緊急設立の予定）

千歳基地連絡協議会（在千歳市）対象 全県
米更津航空基地連絡協議会（在米更津市）対象 米更津市
九十九里野場連絡協議会（在山武郡鎌海町）対象 豊海、片貝、白里郡
柳井地区日米連絡協議会（在豊後郡大川村）対象 全県
前橋井地区日米連絡協議会（在前橋市）対象 北郡、南郡、渋川、高崎、前橋附近
小泉地区日米連絡協議会（在島根郡大川村）対象 小泉、大川、館林附近
（茨城、愛知 未設）
（大阪なし）
（鳥取 緊急に設立の予定）
奈良
日米親善促進協議会（在奈良市）対象 同市及び県内四
福岡
福岡県日米連絡協議会 対象 全県
小倉市連絡協議会 対象 全県
なお同市、博多市でも設立のため目

下立委員
大分
大分県日米合同協議会
大分市
合同協議会
由布院町
長崎県佐賀県
日米連絡協議会（佐賀市）対象
長崎県佐賀県
なほ、協議会設立準備中の県は、この外にも数多くあつて、設立次第報告をうけている。次にこれらの協議会の組織メンバー、組織事項の一例として、富士留置場地区のものあげておく。

日本側委員
御殿場長町、玉川村長、原田村長、富士岡村、北駿東地区長、御殿場保健所長、駿東教育事務所長、駿東福祉事務所長、富士市外務事務所長、御殿場婦人会長、富士岡村児童委員（原田村会議員）米岡委員
ホルク中佐（司令官）、マン大尉（憲兵隊長）、ブラウ少佐（技術部長）、ピアソン少佐（演習計画部長）、バス大尉（広報部長）、モンタルガ、デラランド大尉（軍医）、エロイアン准尉（人事部長）
組織事項
一、今回の立入禁止原因とその影響
一、特殊女子並に一般小商人に与える影響
一、協議会で行つた協議事項及び実施状況
一、日米相互の協力状況
一、今後現地においてとらんとする風紀対策
一、要望事項

中も審議を継続し、第一回会議は八月十



婦人少年

★スチュウデント試験四十倍
八月四日東京丸の内工業クラ
ブで日航の第四回スチュウデ
ントの採用試験が行われた。近く開
かれる国際線路を歩み、全通
から応募した女性には八百六十六人、
採用者二十人の四十倍である。
書類試験で四百三十人が選ばれ
たが、身長五尺一寸以上、体重
十一貫から十四貫という体格の
者で、さらに筆記試験をパスす
れば、初任給一万七千四百円の空
のサラリーマンになる。
(八・四・朝日新聞)

★共産圏の世界青年学生祭
八月二日からルーマニアの首
府ブカレストで「平和と友情の
世界青年学生祭」が開かれ、各
国からそれぞれ数千人の青年男
女の代表団が出席、日本からも
二名の女子を含む十六人の代表
が参加した。この祭典は世界民
主青年連盟という団体の主催
で、一九四七年以来二年に一回
開かれ、すでにブダペスト、ブ
ラーグ、ベルリンと三回行われ、
共産圏諸国では、オリンピック
に比肩する催しとされている。二
日の開会式には八万人を入れる
大スタジアムで二万八千名の代
表が参加し、十八日まで連日音
楽、民族舞踊、スポーツなどが

★世界婦人会議代表団
デンマークのコペンハーゲン
で開かれた「世界婦人会議」に
出席した満田千代子氏(参議院
議員)は千代子氏(参議院議員)
組婦人部長は八月八日に、羽
仁悦子氏は十一日に帰国した。
婦人会議には六十余か国の婦人
代表が参加し、「婦人の権利を守
り、子供を幸福にするために、
世界の婦人たちはどうしたらよ
いか」ということを討議し、「人
口の半分以上を占める婦人が戦
争に反対することによって、戦
争を避けることができる。全世
界の婦人はそのために手を結ば
なければいけない」と述べ、
い、アジアの婦人は、婦人の地
位を高めるために努力しよう
と話しあつた。なお千代子氏は
インで開かれた世界教育会議に
も出席した。(八・十一・朝日)

★ニコンの託児所を作
た女性
某大学助教授だった天君が失
職したことから、職を求めて
川崎職安に日参し、二十六年一
月労働者として登録しても
らった上杉みどりさんは、子持
の婦人たちが仕事をもちうさ
ハンディ・キャップがつくこと
や、赤ん坊をおぶつて働かな
ければならぬ苦勞を見て、この
矛盾を解決しなければならぬ
と思い、他のニコン労働者た
ちと力をあわせて、託児所をつ
くるために闘つた。幸いみどり
さんは母の資格をもつていた
ので、二十六年暮休職所に附
した託児所を職所の形でつく
り、最初から十回ずつ出さ
つた金で、八畳ほどの床を張

★学生選挙権は郷里に
全国市町村(東京区)選挙
管理委員会が九月十五日現在で
基本選挙人名簿作成の準備を進
めているが、修学のため郷里に
離れて居る下宿生に居住して

★労働者は権利を主張す
七月二十六日の参議院議員
会(加藤シズエ(有社)、藤原道
子(左社)の両氏は労働問題に
ついて「婦人団体は労働問題に
ないことを要請している。労働
を認めないことに政府は決めて
ほしい。労働禁止法をつくるこ
と。(加藤)」「世界各國が禁止
しているのに、日本だけが黙
しているから海禁国と呼ばれ
る。補導施設が足りないなら予
算を出して欲しい(藤原)等の質
問を行つた。これに対し大蔵法
相は「労働主権はもう境界に
たさ考えるから、再検討する
ことにする。法律もつくりたい
が、守られなくてはならぬので、
あさの世帯や職制補導施設も併
行してやるようにしたい。」ま
た小笠原蔵相は「具体案ができ
たらよく予算措置は考える」と
答へ注目をひいた。(七・二六・朝日)

★労働者は権利を主張す
七月二十六日の参議院議員
会(加藤シズエ(有社)、藤原道
子(左社)の両氏は労働問題に
ついて「婦人団体は労働問題に
ないことを要請している。労働
を認めないことに政府は決めて
ほしい。労働禁止法をつくるこ
と。(加藤)」「世界各國が禁止
しているのに、日本だけが黙
しているから海禁国と呼ばれ
る。補導施設が足りないなら予
算を出して欲しい(藤原)等の質
問を行つた。これに対し大蔵法
相は「労働主権はもう境界に
たさ考えるから、再検討する
ことにする。法律もつくりたい
が、守られなくてはならぬので、
あさの世帯や職制補導施設も併
行してやるようにしたい。」ま
た小笠原蔵相は「具体案ができ
たらよく予算措置は考える」と
答へ注目をひいた。(七・二六・朝日)

★労働者は権利を主張す
七月二十六日の参議院議員
会(加藤シズエ(有社)、藤原道
子(左社)の両氏は労働問題に
ついて「婦人団体は労働問題に
ないことを要請している。労働
を認めないことに政府は決めて
ほしい。労働禁止法をつくるこ
と。(加藤)」「世界各國が禁止
しているのに、日本だけが黙
しているから海禁国と呼ばれ
る。補導施設が足りないなら予
算を出して欲しい(藤原)等の質
問を行つた。これに対し大蔵法
相は「労働主権はもう境界に
たさ考えるから、再検討する
ことにする。法律もつくりたい
が、守られなくてはならぬので、
あさの世帯や職制補導施設も併
行してやるようにしたい。」ま
た小笠原蔵相は「具体案ができ
たらよく予算措置は考える」と
答へ注目をひいた。(七・二六・朝日)

★労働者は権利を主張す
七月二十六日の参議院議員
会(加藤シズエ(有社)、藤原道
子(左社)の両氏は労働問題に
ついて「婦人団体は労働問題に
ないことを要請している。労働
を認めないことに政府は決めて
ほしい。労働禁止法をつくるこ
と。(加藤)」「世界各國が禁止
しているのに、日本だけが黙
しているから海禁国と呼ばれ
る。補導施設が足りないなら予
算を出して欲しい(藤原)等の質
問を行つた。これに対し大蔵法
相は「労働主権はもう境界に
たさ考えるから、再検討する
ことにする。法律もつくりたい
が、守られなくてはならぬので、
あさの世帯や職制補導施設も併
行してやるようにしたい。」ま
た小笠原蔵相は「具体案ができ
たらよく予算措置は考える」と
答へ注目をひいた。(七・二六・朝日)

私たちの読書会

宮崎武夫

私共のやうな読書会が始めてから
一年余りになりますが、その間退社した
会員を除いては殆ど当初のまま移動な
く、心の交りにまで発展しています。
読書会を始めようという話の持ち上つ
たのは昨年の五月で、十五名の読書の好
きな人が集つて会合を開きました。私共
は宿願生活をして二十歳の未完成な
ものが、世の中の動きに遅れる事なく自
らを啓蒙してゆくにはどうしたらよい
か、どう考えたらよいが、これを解決す
る一助に、有志が集り古今の名作を中心
として一緒に読み、話し、聞き、見て、
円満な常識を養い、頭を鍛錬しようとい
う趣旨によつて会は発足することになり
ました。会の名前は皆で持ち寄つた結果、
「若草会」と名付けました。
尔来一年、全会員は季節のリクリエー
ションをも含めて、密になつて参りま
した。運営の方法は、毎回正司会者、副
司会者二名が輪番制をとり、次回は前回
の副司会者が正司会者となります。前回
の司会者は前回の復習をした後で司会を
譲ります。当日の副司会者は次回にやる
ことを持ち出し、皆で相談し合つて、テ
ーマを決めます。時間は一時間半最初輪
番で一節ずつ読み、皆で読みかきを直
し、一節ずつ疑問・問題点・感想等を話
し終つて、全体の問題点と感想を話し合
うことになつています。司会者と別にリ
ーダーがいて、著者の紹介、時代の解説
を行い、皆の投げかけた質問等について
未解決の問題を処理します。終つてから
司会者は「わかくさ日記」を書くことに
なつています。このようにして毎週二回
読書会を行つて今日に及んでいます。
こゝろの運営の方法ですから、長篇は
ちよつと出来かねるので、短篇を中心と
し、新聞・雑誌等にまたがっています。
今迄やつたものに、文庫では志賀直哉の
「小僧の神様」等の短篇、トルストイ「イ
ワンの馬鹿」、独歩の「武蔵野」、蘆花の
「自然と人生」、その他新文苑等の雑誌、新
聞、随筆などをとり上げています。間に討
論会や座談会も行い、「改めたい女性観」
についてお茶汲みの問題を中心に話し合
つたり、性格について論じあつたり、日
記について話し合つたりしています。
月に全費百円を積立て、会員の誕生日
にはささやかながら一緒に食事をした
り、感覚の訓練をテーマにした後、レコ
ード鑑賞の会を持つたり、「自然と人生」
を讀んだあとで選手に相模の夕日を見
にハイキングに行つたりしました。おか
げで会員は一層親密になり、打ちとけ、
遠慮なく話し合うようになりました。
以上が私共のやうな読書会の内容
で、普通の読書会とは少し変つていま
す。御参考までに御紹介した次第です。
——東京女子寄宿舎関係——

女子の就業者数と完全失業者数 (1953年5月)

産業別	女子		男子	計	女子の割合	前年同月比
	千人	千人	千人	千人	%	千人
総数	16,790	23,880	40,670	770	+	
自営業者	2,020	8,250	10,270	70	+	
家族従業者	10,540	4,660	15,200	680	+	
雇用者	4,680	10,680	15,360	140	+	
農林業	280	360	640	80	+	
漁業及び水産養殖業	20	240	260	20	+	
鉱業	70	580	650	30	+	
建設業	150	800	950	80	+	
製造業	1,460	8,480	9,940	160	+	
卸売、小売、金融、保険、不動産、通信、運輸、公益事業、その他のサービス業務	710	1,470	2,180	50	+	
完全失業者	210	800	1,010	80	+	

(注) 統計表の数字はすべて調査結果の集計に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから、表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。——総理府統計局 労働力調査——

一人一人平均現金給付総額 (1953年5月)

産業別	女子	男子	男子に占める割合
総数	7,400	16,953	44
鉱業	7,491	16,498	45
製造業	6,560	16,746	89
卸売及び小売業	8,836	18,358	48
金融及び保険業	10,079	21,249	47
運輸通信及びその他の公益事業	10,107	16,680	61
建設業	5,917	12,035	49

——労働省労働統計調査部調——

英

語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電山手線高田馬場駅前

東京都新宿区諏訪町243